

第百八十五回国会
衆議院

財務金融委員會會議錄 第二号

平成二十五年十一月一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 林田 彪君

理事 伊東 良孝君 理事 越智 隆雄君

理事 菅原 一秀君 理事 寺田 稔君

理事 御法川信英君 理事 古本伸一郎君

理事 桜内 文城君 理事 竹内 譲君

理事 安藤 裕君 小倉 將信君

小田原 潔君 鬼木 誠君

金田 勝年君 神田 憲次君

小島 敏文君 小林 鷹之君

田野瀬太道君 田畑 毅君

竹下 巨君 竹本 直一君

中山 展宏君 葉梨 康弘君

藤井比早之君 牧島かれん君

松本 洋平君 山田 賢司君

安住 淳君 武正 公一君

前原 誠司君 鷲尾英一郎君

坂元 大輔君 田沼 隆志君

三木 圭恵君 山之内 毅君

伊佐 進一君 岡本 三成君

小池 政就君 佐々木憲昭君

鈴木 克昌君

財務大臣 國務大臣 (金融担当) 麻生 太郎君

財務副大臣 古川 愼久君

内閣府大臣政務官 福岡 資麿君

財務大臣政務官 葉梨 康弘君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 中村 昭裕君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 豊田 欣吾君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (公正取引委員会事務総局 原 敏弘君)

経済取引局取引部長)

政府参考人 (金融庁監督局長) 細溝 清史君

政府参考人 (財務省主計局次長) 太田 充君

政府参考人 (財務省主税局長) 田中 一穂君

政府参考人 (財務金融委員会専門員 北村 治則君)

委員の異動

十一月一日

上田 勇君 補欠選任 伊佐 進一君

同日 伊佐 進一君 補欠選任 上田 勇君

十月三十一日

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三三号)

財政及び金融に関する件

○林田委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めま

す。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官中村昭裕君、大臣官房審議官豊

田欣吾君、公正取引委員会事務総局経済取引局取

引部長原敏弘君、金融庁監督局長細溝清史君、財

務省主計局次長太田充君、主税局長田中一穂君の

出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○林田委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。鬼木誠君。

○鬼木委員 おはようございます。自民党、福岡

二区の鬼木誠です。

同郷福岡の大先輩、麻生財務大臣に初めて質問

をさせていただきます。また、古川財務副大臣は

私の高校の先輩でもあり、初の質問者を務めさせ

ていただくことを誇らしく、感慨深く感じている

ところでは。前向きで生産的な議論に努めていき

たいと思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

まず、アメリカ国債について伺います。

つい数週間前の話ですが、アメリカでは債務上

限法案がなかなか成立せず、アメリカ国債デフォ

ルトか、世界経済危機かと騒がれました。

もしアメリカ国債がデフォルトしたら、どうい

うことが起こると考えられるでしょうか。また、

財務省はアメリカ国債のデフォルトには備えてい

るのか、お答えください。

○麻生国務大臣 既に十月十六日の日にアメリカ

の債務上限問題等々は上下両院で成立をしてお

りますので、今改めてこれがデフォルトした場合の

話というのは、アメリカの国債をかなり、世界で

二番目ぐらいに持っていると思いますが、持ってい

ます日本がこの問題について発言をするとい

うことは、アメリカの国債に与える影響もいろ

ろありますので、それに対するお答えは、コメン

トを含めて、差し控えていただきたいたいと存じ

ます。

○鬼木委員 財務大臣、よくわかります。

人生には三つのサカがある。上り坂、下り坂、

そしてまさか。上り坂と下り坂しかないはずだ

ねというところに、まさかという落とし穴がある

という言葉ですが、まさかアメリカ国債に何かあ

るなんていうことは誰もが思うところです。

ところが、やはり債務上限問題、私たち、何

度も見てきたところで、どういことが起こり得る

かということ想像し、そして対応を考えておく

ということとは国のリスク管理として必要なこと

だと思ひまして、質問をさせていただきました。そ

ういう意味で、リスク管理の方をぜひお願ひし

たいと思います。

次に、日本財政のバランスシートについて伺

います。

日本の公会計は現金主義、単式簿記を採用して

いるため、社会では一般的、常識的な話が正しく

議論されていないように思われます。

そこで、きょうは、日本の財政をバランスシ

ートの考え方にてはめて、日本財政のあるべき

姿、正しい姿を議論したいと思ひます。

家計で例えるなら、長く住む家は住宅ローン

をもって購入いたします。生活費は毎月の収入の範

囲でやりくりします。この構図は、国においても

同じことだと思ひます。長期資産である社会資本

整備は建設国債で行い、毎年必要となる社会保

障費などの経費は税収で賄う、これが基本です。

今の日本の大きな問題は、短期の運転資金を長

期の負債で賄い続けてきたこと、そして資産と負

債の長短のバランスが崩れ、次世代に長期の負債

が残されたことです。家計で例えれば、毎月の生

活資金が足りなくて、カードローンで借りまくって多重債務になっているような状態。だからこそ、今、社会保障のための見合いの短期資金として消費税が必要となっているのです。

長期の資産の資金調達は長期の負債で賄う、そして短期の運転資金の調達に短期の負債が現金で賄う、この考え方は日本の財政にも当てはまるものと考えますが、いかがでしょうか。

○古川副大臣 鬼木委員から御質問いただきました。私、財務副大臣として初答弁になるわけですが、高校の後輩である鬼木委員から質問をいただいて、感慨深いものがございます。

お答え申し上げます。

財政法におきましては、公共事業費等に充てる場合に限りまして建設国債の発行を認めております。これは、公共事業などで建設される道路や建物といった資産が長期にわたり便益を生ずることを踏まえ、その負担を後世代に求めることが許容されるものと考え方に基くものでございます。

一方で、社会保障関係費などの歳出の増加、あるいは景気悪化、減税による税収の落ち込みに伴いまして、財政法の特例としまして、公共事業費等に当たらない経費に対しても多額の特例公債の発行を余儀なくされている状況にあります。

委員御指摘の社会保障の財源につきましては、こうした特例公債の大量発行により賄い続けることは、現役世代の受益を将来世代が負担することになるため、世代間の公平という観点から問題があるということ、そして、仮に財政の持続可能性への信認が失われれば、金利の上昇等により経済や国民生活にも深刻な影響が及ぶと考えられるということでございます。

したがって、増大する社会保障の安定財源の確保等の観点から、消費税の税率を引き上げることとしております。

○鬼木委員 維新の会の皆さんは、特に石原代表は複式簿記の導入をおっしゃっています。私も、銀行員をやっていましたから、やはりバランスシートの考え方で国の財政を見るという観点は必

要だと思っております。

そういう中で、長期の資産と負債の話、短期の資産と負債の話という観点を国会議員の皆さんにも持っていただきたい。今、国会議論の中で、公共事業は消費税で賄っているんじゃないかというふうな議論をされる質問者もおられますが、これは、長期の資金、短期の資金、そのバランスの話だということをぜひ御理解いただきたいという思いで具体的なこの質問をさせていただいております。

次に、長期の投資を長期の負債で賄うことは、バランスシート上も、世代間の負担公平の観点からも合理的な政策だと言えることが先ほどの古川副大臣の答弁でも示されました。

ひところ、公共事業は悪だと断罪され、日本の公共事業は、あり得ない勢いで減らされていきました。単純に公共事業イコール悪ではなく、長期の負債に見合った資産が残るかどうか、まさにバランスシートの資産の内容が問題の本質だと私は考えます。

そういう意味で、私は、この資産の話、投資なくして成長なしと考えます。安倍政権は、建設国債をどう考え、公共事業にどう取り組むのか、お考えをお示しく下さい。

○古川副大臣 お答えいたします。

繰り返しになりますが、財政法におきましては、公共事業費等に限り建設国債の発行を認めておりますが、これは、公共事業で建設される道路や建物等の便益は長期にわたるものであり、したがって、その負担は後世代にも公平に求めることが許容されるものと考え方に基くものでございます。

しかしながら、建設国債も借金であることには変わりはありません。また、特例公債につきましても、毎年度三十兆円規模の発行をしている状況でございます。

こうした極めて厳しい我が国財政の状況を踏まえ、社会資本整備につきましても、国際競争力の強化でありますとか老朽化対策などの真に

必要な事業に重点化するなど、選択と集中を徹底する必要がありますというふうに考えております。

○鬼木委員 ありがとうございます。

公共事業ですから、まさに景気対策であり社会資本整備に使うわけですが、その内容、中身は、国民誰もが見てすばらしい投資を行ったと後世に言われるような投資にしたいと思っております。

そして、公共事業の額についてですが、急に額をばっとふやしたり、急にばっと減らしたりすると国民が困ります。災害などによる需要の増減はあるでしょうが、やはり公共事業は、民間企業がこれからトラックを買い増すかクレディットを買い増すか設備投資していく上で、ある程度、毎年一定のボリュームが継続されることが必要だと考えます。この点についての御所見を伺います。

○麻生副大臣 おっしゃるとおり、公共事業につきましても、社会資本の整備を含めて、その効果が長期間にわたっていくものという前提で、当然それには維持管理が前提となりますので、そういう意味からいいますと、中長期的な観点から考えていかなくてはいかぬというのは当然のことだと思っております。

したがって、御存じのように、政府としては、おおむね五年間というのを目的として、社会資本整備重点計画というのを大体五年ごとにつくって、今は二十四年度分がスタートしたのだと思いますが、二十八年度までの間、そういうことをやらせていただくのは矢部川とか、ああいったところの決壊したような話が起きると、きちんとそういうことをやらないと、即時対応という、別の事業というのは、自然災害によるものとかいろいろな状況によって起きるんだと思います。こういったものは別に考えながらも、そういったことがなるべく起きないように、我々としては、社会資本整備とか、また公共工事というのはやっています。いづれにしても、事業量というものを定量的に

決めるということになりますとかなり硬直化を招くことになりそうですので、その考え方は、バランスというものは非常に大事なものの、私どももそう思っております。

○鬼木委員 おっしゃるとおり、めり張りというものが必要になります。日本は災害の多い国で、災害が起きたときに対応しなければならぬという張りがありますし、財政の硬直化を防がないといけないという考え方もありますが、ある程度のボリューム、一定のボリュームで長期の投資を平準化しながら行っていくという観点も持ちたい。二〇二〇年にはオリンピックもあつたので、全国各地のいろいろな社会資本整備、平準化しながら、ある程度のボリュームを持って公共事業を行えるようにしたいと思っております。

最後に、みずほ問題について伺います。

みずほ銀行が問題だと昨今騒ぎになっておりますが、何が問題なのか、世の中に正しく認識されて議論されているかどうか疑問に思うことがあります。暴力団組員への融資自体を問題にしているのか、問題融資がありながらそれを放置してきただことが問題なのか。さらにどんな複雑になりました、報告が正しくなかったとか、場合によっては、収入が高くないことまで議論になっている。何が問題なのか。論点がごちゃごちゃのま、感情的にたたかれるということが続いているのかと思っております。

今回問題となっているローンは、ローン加盟店が受け付けた融資案件をオリコが審査し、みずほのお金で融資実行します。したがって、銀行は、個別の客の顔も見せし、審査すらしません。仮に暴力団組員の融資返済率が極端に低いとすれば、この場合、銀行は被害者の立場にあるとも言えるのではないのでしょうか。一回きりの融資実行です。一般の企業融資のように融資と返済を反復して恒常的に取引しているわけでもありません。意図的な利益供与もありません。それでも反社会勢力ともたれ合っているかのようなイメージ

ジを持たれてしまったことは、風評による二次被害のようにも見受けられます。

確かに問題を放置したという問題はありますが、しかし、現状は、銀行を反社会的勢力から守るルールがありません。相手がやくざとわかったら全額一括弁済させるという法律もありませんし、そもそも、相手がやくざだと認証する制度も情報も銀行にはない。

そういう意味で、丸腰の民間企業に暴力団に立ち向かえということほど酷なものはないと思いますので、私は、この問題を生産性のある議論にするためにも、民間企業、この場合は金融業者を反社会勢力から守る法制が今後必要になると思っております。

そういうところではありますが、最後に、この問題の本質は何だと思えかをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○麻生国務大臣 御指摘の点は、今後考えねばならぬ点だと思っております。

今、問題の本質的な話と言われましたので、今回の場合は、ぱっと申し上げれば、いわゆる提携ローンにおいて多数の反社会的な勢力との取引が存在しているということを既に銀行本体として把握していたにもかかわらず、それに対応するための抜本的な対応を行わず長期間放置していた、これが一点。そういった問題が一番本質なんだと思いますが、もう一点は、金融庁から見ますと、それに対して、知つていながらそういうものはない、知らないというような形で報告をしていたという虚偽の報告に近いような形になりますので、一番問題点はそこ点なんです。我々としてはそれを、報告事項がいかなものかということで、九月二十七日に業務改善命令を出しておりますけれども、一番問題点は、知つていながら放置したというところが一番問題なんだと存じます。

○鬼木委員 いろいろ多数の問題を述べさせていただきましたが、これらの問題が全て改善されて前向きに動いていくように祈念いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○林田委員長 次に、神田憲次君。

○神田委員 皆様、おはようございます。自由民主党、愛知五区的神田憲次でございます。

昨年の総選挙において、今スポットライトを浴びておりますリニアで人気の名古屋駅を抱える選挙区、そちらの方から当選させていただきました。そして、きょうは、この財務金融委員会での質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず、最初の質問をさせていただきます。デフレ脱却のために金融機関が果たすべき役割についてお伺いいたします。

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくためには、金融機関が適正にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成、成長を強力に後押しするという役割を一層発揮していくことが求められているかと存じます。

金融庁の発表した平成二十五事務年度の中小・地域金融機関向け監督方針においても、「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」が掲げられております。具体的にどのような案件を想定、期待しておられますか、大臣にお伺いいたします。

○麻生国務大臣 神田先生は、本年九月に発表させていただきました話のことを聞いておられるんだと存じます。

私どもとしては、こういったものが実際のな例ですといった事例集を既に発表しておりますが、医療、エネルギー、農業等々、農業であれば農業の六次産業化という言葉がよく使われますけれども、そういった成長分野への融資というのにも取り組むというのをまず、初めての分野とかいうとなかなか、金融機関としては二の足を踏んで、前例がないとかいうような話をしたがるものですが、それでも、そういった点が一点。

それから、公的金融機関や自治体と連携をした上での情報というものをもらって、それに基づい

て融資等々を考える。また、不動産の担保というもの、税理士をしてもらったので御存じだと思ひますが、日本の金融機関は過度に不動産担保に依存しているという融資の取り組みになっておりますので、そういったことの事例をずっと踏まえて、事例集を金融機関等々にいろいろ広く公表しておりますので、それが一番いい例だと存じます。

いずれにしても、金融庁としては、これまで金融処分庁と言われたように、金融機関の問題点を指摘するだけというところだったと思ひますが、少なくとも、デフレからインフレに変えていくという時代において、金融機関、なかんずく中小金融機関の中小零細企業に対する金融というものは極めて重大な要素だと思いますので、そういう意味では、金融庁は金融育成庁に変えるような気分で作ってもらいたいという話を一番最初にいたしております。

またに安倍内閣の日本経済の成長戦略のなかめ、金融機関が成長企業を見出して積極的な支援するということで、今回の新しい金融検査監督の中でも大変評価できるものと考えております。

一方で、監督方針では、中小企業に対する経営改善支援等についても重点を置いておられます。デフレ脱却に向けて、中小企業の経営改善や体質強化の支援は特に重要なものがあると考えておりますが、中小企業は、全企業に占める割合がおよそ九九・七%を占め、従業者ベースでは約七割になるかと存じます。まさに中小企業、小規模事業者の強化が、日本企業において、日本経済を再興する上で鍵になると考えております。

この中小企業支援における取り組みの中で、所管は中小企業庁になるかと存じますが、認定機関による経営改善計画策定支援事業の活動実績が低調であると感じております。

については、金融庁には、縦割りではなく、中小企業庁、地域金融機関、税理士等と協力して、より中小企業、小規模事業者の活性化につながる経営改善等支援、ひいては効率的な融資がなされやすう金融機関を監督していただくことを望みますが、大臣のお考えはいかがなものでしょうか。

○麻生国務大臣 私ども金融庁としては、いわゆる事務年度、事務年度というのは金融庁の場合は七十六になっておりますが、中小企業の経営改善また事業再生支援というものを本格化させていくために、いろいろな意味で大変重要な一年がことし、そのように理解をした上で、監督方針においては、金融機関が、御指摘のありました認定支援機関等の外部の専門家、また外部機関と連携協力しながら、いわゆるコンサルティング的な機能というものをもう少し発揮していくよう促していくと、ただただ審査だけではなくて、事業内容を含めましていろいろものを審査する、もしくは、これだったらこういうことをやられたらどうですか等々、ほかの事業の例も知っているわけですから、そういった意味では、経営改善とか事業再生の支援というのについてはむしろ積極的に取り組んでいかないと、融資するに当たって、この点をもう少しすればこうなりますというような話を言っているような能力、コンサルティングということをやっていくように促してまいりたいと考えております。

○神田委員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

新たな個人投資を促すことが期待されますNISAについてお伺いいたします。

使い勝手がいま一歩悪いのではないかと言われておりますが、マイナンバー制度を活用することで、例えば異なる金融機関で口座の開設等が可能になりませんか。また、個人向け国債等、公社債もぜひ含めてはいかがでしょうか。

○福岡大臣政務官 お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、来年一月から導入されますNISAにつきましては、その導入により、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されております。

使い勝手について御指摘がありました。NISAにつきましては、現行制度上、一旦非課税口座を開設すれば、最長四年間、口座開設金融機関の変更ができないこととされており、

この点につきましては、金融庁としても、本年八月、投資家の利便性を向上させる観点から、NISA口座を開設する金融機関を一年単位で変更できるよう、税制改正要望を提出させていただいているところであります。

あわせて、御指摘がありました、NISAの対象商品に個人向け国債等の公社債を加えることにつきましては、成長資金の供給拡大といった制度趣旨や、制度導入後の利用者のニーズ等を踏まえつつ検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、今後とも、NISAの普及、定着を図るための方策につき、利便性の向上を含め、検討してまいりたいというふうに思っております。

○神田委員 近年の証券税制は目まぐるしく変わっておりまして、投資家の混乱というのをごさいます。ぜひ、このNISAという制度が着実に継続されまして、そして貯蓄より投資へという流れ、イギリスのように恒久化されますことを期待しております。

続きまして、米国のイエレンFRB副議長の議長就任が来年二月に予定されております。FRB議長との交代に伴う我が国の金融市場、長期金利、為替、株式等と与える影響について、所感を伺いしたく存じます。

○麻生国務大臣 ジャネット・イエレンという人は、長いことFRBの副議長におられて、御主人もたしか経済学部門でノーベル賞をとっている方だと記憶しますけれども、この方の話というのは、ウォールストリート・ジャーナルとかいろいろところで、彼に比べてこちらの方が何となく、いろいろな評価があるのは確かです。個人的にも知らないわけでありません。この人がどういう金融政策をというのは、例の緩和するか絞る

かという話なんだと思いますけれども、そういったことはちょっと、他の国の金融政策について、我が方がそれに對してコメントするというのは差し控えていただかぬといかぬところだと思ひます。

いずれにいたしましても、私どもとしては、日本銀行とも連携しつつ、どういったような金融政策によって我々にとどのような影響がとか、また市場にどういったものが出るかというのに関しましては、引き続き高い関心を持って見守り続けておかなければならぬところだと思っております。

○神田委員 続きまして、先月の十月十日、十一日、ワシントンで開催されましたG20におきまして、麻生大臣が八〇％の消費税の引き上げと五兆円規模の経済対策について説明されたと承知しておりますが、こうした我が国の経済成長と財政健全化の両立を目指しました取り組み、いわゆるアベノミクスに對します各国の反応をお伺いしたく存じます。また、このほか、G20における重要な議題となりましたことなどについて御説明いただ

けませんでしょうか。

○麻生国務大臣 十月十日、十一日の二日間G20がワシントンで開かれておりますけれども、日本としては、今御指摘のありましたとおり、十月一日に、来年の四月から消費税を五％から八％へ引き上げるといふ判断をおろした、そして、日本が国際的にコミットをこれまでもしてきております財政の健全化という目標達成に向けて大きな一歩を踏み出しておりますということが一点。

もう一点は、同時に、これによって景気が下振れするとか、景気がマイナスになるといふ点は、五％が八％になることによつて消費が落ち込む等々によつてGDP、経済成長に影響を与えるといふこともありますので、そういった需要の一时的な落ち込みを防ぐためにも、我々としては、五兆円規模の経済対策といふものを織り込んで、持続的な経済成長といふものを目指していきたいといふことを説明しております。

うものは、G20がこの一年間かけて、これは両方両立するというところで合意されてきた内容でもありますので、各国の評価は得られたものだと思っております。

そのほか、G20でどんな議論があつたかといえ、あのときは、先ほど御質問になつておりましたアメリカの債務上限の話がちょうどあの時期と重なつておりますので、主に米国の債務上限問題とか、今、イエレンの話が出ていましたけれども、アメリカの金融緩和していたものを縮小する、引き締めるということが新興国に對してどういふ影響を与えるかといふような意味で、世界経済が直面するいろいろな重要な問題についていろいろな議論が交わされたと記憶をします。

○神田委員 時間にもなりましたので、これで質問を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。

○林田委員長 次に、安住淳君。

○安住委員 おはようございます。

きょうは、四十五分の時間をいただきました、ありがとうございます。

私は、きょうは、三点質疑をさせていただきます。まず、やはりみずほの話。それから、消費税の話ですね。そして最後に、私は被災地の出身でございますので、その点について、今、政府、総理がお考えになつておられる話と私の考えはちよつと違うものですか、この点について少し議論をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひいたします。

麻生大臣、本当に御苦労さまです。財務大臣はやると大変な業務で、ある一面、総理大臣よりもちよつと大変な部分もありますので、連日、海外へ行かれたり、本当にお疲れだとは思いますが、日本の財政にとつては、今、非常に大きな分かれ道だと私は思ひます。皮肉を言えば、消費税、せつかく七割の議員で決めたのに、八％に上げるのにあれだけ迷うというのは、私は、総理はどうかと率直には思っております。しかし、決定を

したことは評価いたしますので、このことは後で議論させていただきます。

きょうは、細溝さんにおいでいただいておりますので、早速、みずほの話からいきたいと思います。私は、この問題でいろいろな観点から本当は議論をしたいんだけれども、いづれ委員会の方でまた詳しくおやりになるというふうに聞いておりますので、きょうは、入り口の部分だけ、私の問題意識だけお話をさせていただきます。

新聞等を見ますと、二月の時点で、金融庁に對しまして、トップにこの問題を出してないといふことをみずほ側が報告なされたといふことでございまして。これに基づいて行政側としての対応をとつたといふことでございますが、こちらの経緯について、改めて監督局長から御報告をいただきたいと思ひます。

○細溝政府参考人 お答え申し上げます。

みずほ銀行におきましては、提携ローンにおいて多数の反社会勢力との取引が存在するといふことを把握してながら、取引解消等のための抜本的な対応を行わず長期間放置していた、こういった事実を昨年十二月以降実施しました検査で把握いたしました。

さらに、その検査後、事実関係の報告を求め、確認した上で、経営管理体制等の抜本的な見直し及び充実強化を図る観点から、九月の二十七日に業務改善命令を発出したしました。

その後、委員御指摘のとおり、この反社との取引が多数存在するといふ情報について担当役員とまりであつたといふ当初の報告がなされておつたわけですが、実際には取締役会等に一定の報告がなされていたといふ事実と異なる報告がなされていたといふことが判明いたしました。ということ、十月九日に追加で報告徴求命令を発出したしました。

これらを受けまして、十月二十八日にみずほ銀行から、業務改善命令に基づく業務改善計画と、追加で求めた報告が提出されております。

金融庁といたしましては、今後、オフサイトの

ヒアリングや立入検査を行うこととしておりまして、そこで、提出された業務改善計画及び本件についてのみずほ銀行の対応などを検証することといたしておりますが、これまで、当初の検査や報告に当たって、事実と異なる報告が行われていたということは極めて遺憾なことだと考えております。

○安住委員 みずほは第三者委員会をみずからおつくりになられて、その報告書が二十八日に出ております。これを見ますと、隠蔽の意図は認められないという結論をつけているんですね。それは、みずほ側の考えでございすが。

麻生大臣、私も短い期間ですけれども金融担当の所管をしましたけれども、やはり一番困る話は、監督官庁の金融庁に対して、こういう事案で、いわば意図的なのか、そうでないのかはいずれ調べるとしても、こういうことで虚偽の報告をしたということはやはり許されないことであるし、これが、もし虚偽のことをしたか何かをして、とにかく、こういうことでやりましたと言つて、後から違う事実がわかりましたと。後から違う事実がわかりましたから、それを報告しますと言つて、はい、そうですかで終わりというわけにはいかないと思いますけれども、いかがでございすか。

○麻生国務大臣 今のお話ですけれども、先ほどの鬼木先生からの御質問にも同様な御趣旨のことを答弁させていただいたと思いますが、これは、安住先生、やはり一番問題なのは、虚偽の報告をした、かつ、知っていたにもかかわらずそれを放置していた、この二つの点が一番問題点なんだと思います。監督する立場からいいますと、その両方が問題なんです、最も問題なのは、やはり虚偽の報告だったというところが極めて大きな問題なんだと思っております。

私ども、ある程度正直ベースで仕事をさせていたただかなきゃいかぬところでもありますので、そういう意味で、これが、そうじゃないベースでやりますと、金融処分庁にまた逆戻りみたいなこと

にもなりかねませんし、いろいろな意味で、このところは極めてハンドリングの難しいところだとは思います。虚偽の報告をした、しかも反社会的勢力という極めて問題な部分がありますので、私どもとしては、今度、いわゆる検査に入つておりますけれども、そういった点はきちんと、もう一回その内容等については精査した上で、改めて考えさせていただかなきゃならぬと思っております。

○安住委員 検査は五日からでございす。ですから、まだ入つておりません。

私は、これから入るときに、きょう、読売新聞なんかには新生銀行の話も一面で載つていましたね。ですから、これは残念ながら広がる可能性というか、そういうことも否定できないわけですから、みずほに対する検査もしつかりやつてもらわないといけません。

みずほに検査をするときに、私は、一番肝心の部分を必ず検査してもらいたいんです。それは何かというと、誰の指示で金融庁に対して虚偽の答弁をさせたのかということが一番問題なんです。ここを見逃して、組織全体の問題なんですよ。この話ではだめだと思ひます。なぜかという、新聞を見ると、報道を聞くと、どうも長年にわたつてこれを引き継いできた可能性があるからですね。ですから、そこだけはしつかり、再検査、立入検査をするという以上はやつていただきたい。

新生銀行の話、きのう、記者会見でみずから社長がお認めになったようだから。というところは、銀行の、金融機関の合併、それからこの提携ローンの問題、いろいろな問題がありましたから、本当に細部までチェックをするのは銀行としてもとても大変だとは思ひますけれども、この際、やはりうみを出すためにも、金融庁はしつかり、全体の金融機関に対する検査もしていただきたいというふうに思ひます。

○林田委員長 退席は委員長が決めますので。

監督局長、退席してください。

○安住委員 委員長、失礼しました。

それで、金融担当大臣ですから、大臣、私の趣旨はもうよくわかつていただいたと思ひますので、答弁は求めませんから、よろしくお願ひします。

さて、それでは消費税の話に入りましょう。

昨年は、ある意味では政局的な意味合いもあつて、この法案の処理に対しては、特に三党で大変なエネルギーを費やしました。私は所管大臣でございしましたが、自民党、公明党に最後に賛成をしていただいたこと、それからやはり財政に対する共通の危機感を持てたことは、日本の政治史にとつては大変大きいことだつたと思ひます。

確かに消費税はとても難しい問題です。消費税を上げて選挙に勝つた政党はまるつきりないし、私は、NHKの記者時代、自民党の担当の記者もやつていましたけれども、あの山中貞則先生ですら落選をしました。ほかの理由もあつたかもしれないけれども。

ですから、本能的にやはり、大きな税、投網をかけるいわゆる大衆課税は、我々政治家にとつては本当に政治生命にかかわるぐらいの話だから、これは大変なことだということは大変も御存じのはずですね。

国民年金の負担の二・五兆分の穴を埋めるために、麻生内閣も消費税を何とかやろうとトライをしたことは、私も野党の国対の責任者としてわかつておりました。しかし、多分、文章にそれを書き込むところまではいけたけれども、それを現実に踏み込んで、法律まで行き着けなかったことは、当時の麻生総理としては残念なことだったんじゃないんですか。いかがですか。

○麻生国務大臣 今お話がありましたように、これは竹下内閣でスタートして、竹下内閣は、消費税というものの新設と同時に辞職。次に、三%から五%という引き上げを目指して、橋本内閣は惨敗。これは過去の歴史が全ておっしゃるとおりなつております。

私も、最後のところにこれを書き込んで、二・五%ということを言わせていただきましたけれども、これは言うのです、党内では、閣内も含めて、えらい問題だったんですが、書き込むところまではいきましたけれども、御存じのように、麻生内閣惨敗、自民党政府が惨敗というのになりましたので、いずれも、この問題に踏み込むとかなり手傷を負うというのは事実です。これまでに、歴史的にはそれを物語つておると思ひます。

しかし、これはG20、またG7でも申し上げてきましたけれども、我々は、おたくらから円の独歩安を演出しておるとかいろいろ言われるが、財政出動をやると同時にちゃんと財政再建もやるために、上下両院でねじれているからできないというところではなくて、うちは衆参ねじれているにもかかわらず、与野党が合意して消費税増税という法案をつくるということをやつたんだと。少なくとも、俺たちの方がおたくらG7より民主主義としては成熟しているということ物語つておると。誰一人反論する人はいませんでしたから、財政大臣は皆そう思つておるんです。私はそう思つておるんですけれども。

その意味で、今回も極めて厳しい状況下にはありましたが、法律は通つているとはいえ、影響が極めて大きいと思ひますので、最終決定をするこつち側の自民党側も、いざというときには、総理としてもいろいろ苦悩された上での決断だったと私どももそう思つております。この問題は極めて厳しい問題だ、私もそう思ひます。

○安住委員 これは、来年の四月に三%、そして一五年の秋、十月ですね、またさらに二%。

経済への影響ばかり皆さん議論するんだけれども、社会保障の予算は、やはりこれは待たないです。深い議論を本当はしたいんです。

なぜかという、麻生大臣、よく、安倍内閣になつて景気は明るくなつたじゃないかと言ひけれども、麻生内閣と民主党政権下では、実は同じなんです。世界経済がとつてもない悪い状況で、総理もリーマンで大変な苦勞をなさいましたね。

税収が、その後、我々が引き継いで、十兆も下がっているわけだから。私のときは、欧州危機です。これはまさに世界経済そのものがクラッシュするような事態だった。何とかそれを防いで乗り越えたからこそ、ある意味では今の明るい経済見通しがあるのであって、政権交代したから急にようになったなんて話ではないんですよ、冷静に考え

もう一方、インフレとデフレの話がよく議論されるんです。しかし、それと景気のよしあしというのは実は違うことですよ、麻生大臣。いかがですか。

○麻生国務大臣 御指摘のあつておりましたとおり、インフレでも不景気になりますし、デフレでも好景気になる。歴史が証明しております。

○安住委員 おっしゃるとおりです。

私も、去年、随分とこの法案の附則を書くときにも実は議論したんですね。自民党政権下で、小泉内閣で、不良債権の処理もしたからですけれども、中国の景気もよかったので、デフレ下にあつても成長しましたね。大学生の就職率も非常によかったです。

ですから、デフレだから消費税が上げられないとか、インフレだからだめだという話ではなくて、もっと冷静な議論が必要だと思うのと同時に、アジア危機のときは、やはり見ますと、法人税も所得税もフラット化をしましたし、言ってみれば、景気が悪くなったからその反動で税収がふえる構図ではないですね、今。

その中で社会保障をどうやって賄っていくか。この社会保障は、景気のよしあしに関係なく、請求書が毎年、乱暴な言い方ですけれども、今の制度であれば一兆円ずつふえていくわけだから、不景気だからお金が少なく請求が来るわけでないわけだから、これをどうするかという原点に返れば、この社会保障を伴う消費税というものは、大変政治家にとっては厳しいけれども、やはりやらないといけないことであるし、私は、次の二％も勇気を持ってやはりやらないと、あのとき七割の

議員が賛成した意思というものが反映されないということになると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 おっしゃるとおり、先ほど、どなたか、自民党の方だったか、御質問があつておりましたけれども、この社会保障の部分というのに、今まで、長期の部分と短期の部分といつていろいろな表現をしておられましたけれども、政府の金を保険にという形を、毎年、約二分の一とかいろいろな形でやっております部分というのが借りたような形で半分やっておるわけですから、そういう形は極めて不健全というのとははつきりしております、安住先生の言われたとおりだ、私もそう思います。

その上で、この社会保障のいわゆる二分の一を負担するというのだけで約二・五兆、三兆近くの間ぐらいいんだと思いますが、この部分のものをきちんとするためにというのは、これは極めて長期的な財政を考えたときには大事なところであつて、今言われましたように、待たなしに出ていくわけですから、そういう意味では、今後ともこの部分をきちんとしておかないと、他国から見ると、日本の国債というのに対する、日本の財政というのに対する信頼、信頼を失いかねないというところは民主党政権時代から言われておつたところだと存じます。

そういう意味で、これをやろうという話をされた前政権の決断というのは私は正しかったんだと思っておりますし、あのとき、一挙に五％という説も確かにありましたけれども、世界じゅうで一挙に五％やつた国はありませんので、普通、二・五、二・五とかいろいろな形で、そんな一挙に五％といった例は私の知っている範囲ではヨーロッパでもないと思ひます。

したがいまして、今回のように三と二に分けるとか、一、一、一にするとか、いろいろな御説がありましたけれども、私どもとしては、あの三と二に割られた結論に基づいてこういうことをさせていたいておりますが、大事なことは、この

三の次の二の方がもつと問題なんだという御指摘なんだと思いますが、私どもも、この三を上げて景気が落ち込むというような事態が長期間にわたると、これは次の二にいけないという状況になりますので、次の二がある前提で社会保障改革というものは成り立つておりますので、そういう意味では、この二がきちんといけるような形にするためには、景気の中折れがないように、なるべく落ちないようにという配慮をしておかないと次の二％も難しい、私ども、そういう感じで事を考えております。

○安住委員 八割ぐらいいは私と共通の認識なので、本当に新旧大臣で同じことを考えておられるというのは私も大変うれしく思います。

そこで、後半の部分なんです、最後のところ。大臣、恐縮ですが、私は一つだけちょっと苦言を呈させていただきます。やはり、五兆円の経済対策なんですね。消費税率の引き上げとそれに伴う対応ということを閣議決定なさつて、それをベースに五兆円の経済対策をする。

私、その中で、参議院の予算委員会での大臣の答弁は、ちょっとこれは、大変恐縮でございますが、難なじゃないかなと思つたのは、こういうふうにお述べになられておるんですね。マイナスがー八兆と出ております。つまり、これは消費税の侵食分のことをおっしゃっているんでしよう。したがいまして、それを埋める分、プラス、今のお言葉を使えば、倍返しというのであれば四兆、プラス一兆等乗つて大体五兆と。

こういう経済対策、言わんとすることは私もわからぬわけではないし、大臣のキャラもありますから、それはそれでいいんですが、ただ、やはり五兆円規模の補正を組むというのはこういう根拠じゃだめだと思ふんですよ。こういう根拠じゃだめだし、やはり、国民の皆さんから見たときに、行き過ぎますと、社会保障じゃなくて公共事業に消費税を使うんじゃないかと誤解もされますから、こういう言い方はやめて、もうちょっと、積み上げた分の根拠で言わないとだめじゃないで

しようか。

それと同時に、補正の身なんです。私は、きのうもその前も財務省の事務方の皆さんからも説明を聞いたんですが、結局、説明を聞くと、返ってくるのは、十月一日の消費税率の引き上げに伴う対応というところなんです。この三のところ、競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、それから復興、防災・安全対策の加速、こういうことを措置すべく、具体的な対応をするということなんです。

ところが、これだけで五兆円の根拠というのはちょっと乱暴ではないかと思うんですけれども、いかがでございますか。

○麻生国務大臣 御指摘のありましたそれは、片山虎之助先生の質問に対する答弁なんだと思いますが、あの方はよくこの種のことにお詳しい方でありまして、私より倍ぐらいいお詳しい方なので、知つていた上で聞いておられます。あのときは物すごく時間が押していたときだと記憶しますので、とにかく簡単に短くとかいう話だったので、ちょっと言い方が乱暴だったということにつきましては、その後すぐ甘利先生から補足をしていただいて、答弁もそこにあると思ひます。

いずれにしても、五兆円という規模の面においては、その基本は、何といたつても、民間シンクタンク四十一社の平均をとりまして、中二十社の平均が、来年の四一六で約一・八兆円経済成長率が落ちるといふ反動減といふものを考えますと、それを大きく上回らなければならぬ、これが第一点です。

それから、消費税率を上げるということによつて、一％が約二・七兆円と言われておりますので、掛ける三、約八・一兆円ということになりますので、国民の負担増というものが大きいものになりますと、これが消費を落とす、消費を落とすイコールGDPが下がるということになろうと思ひますので、そういうものを念頭に置きながら、成長軌道へ早期に戻さないと来年の一〇％のところになかなかいきにくい等々は考えておかな

ければならぬと思っておりますので、これは、きちんと対応してもらっているんだな、消費税が上がったけれども同時にいろいろやってもらっているんだということが、国民の理解を得られるところがあることが、よく大事なところなんだと思っております。

また、財源面においてもどうしたらという話で、私どもとしては、なるべく国債を新規に出すということは避けたい。それは基本的にそう思っている。そのために、決算剰余金等々、税収もある程度上振れすると思っておりますので、予算の不用を含めて、いろいろこれで対応させていただきたいと思っております。

また、今言われました、新たな経済対策として、簡素な給付措置、これは約一千万円、高齢者の方は一千万円ということですが、また、住宅取得に係る給付金等々、低所得者向けというのをいろいろ考えております。今言われましたように、競争力強化とか、女性向け、高齢者向け、若者向けとか、いろいろなことを考えておりますが、この具体的な政策につきましては、また予算額の内容につきましても、今から予算を編成する過程でいろいろ検討していくことになろうと思っております。

現時点において、私どもとしては、いわゆる新たな経済対策は、単純には、八兆の増税、プラスありますので、二兆円ぐらいの反動減を埋める部分と、それ以外の部分、経済成長でさらにやる部分と、二つ分けて考えにやいかぬところだと思っております。

その一・八兆、約二兆円の部分とその他という部分とをある程度分けて考えるということは、なかなか簡単に分けられる話ではありませんので、経済成長というものを考えていって、ある程度、国民の消費とか民間の設備投資とかいうものに民間資金が回っていくというような方向に進めていかないと、政府の歳出だけでこれをいいうのはなかなか難しいということが一番大きな背景です。○安住委員 ちよつとよく、体系的なお話でなかったもので、わからないところもあるんですけど

ども、要するに、五兆円の根拠がやはり薄いというか、今ある述べましたけれども、五兆円の補正がなぜ必要なのかということ、五兆円が何に使われるのかということが非常に重要なので、やはりまだ根拠が薄いというふうに思っています。

二兆円分は確かにあるし、現金給付も我々が考えたことです。だから、それはもういいと思いますよ。問題なのは、消費税における反動減等をどこでフォローアップするということか、助けていくのかということに対しては、もう深い議論をしないと、単に補正だ、また、大変言い方は失礼ですけども、こういうときに事業官庁というのはあれもこれもそれともなるんですよ、それを本当に防げるのかということ、これは大変疑問に思っております。

もう一つのことを言わせてもらおうと、この予算編成なんです。今、大臣もいみじくも述べました。これは、プライマリーバランスを、本当に国際公約を守るんだとしたら、一言でいいですから、来年度の政策的経費の上限はお幾らなんです。今、言い方はあれですけども、七十五兆円ぐらいの概算を出しているんですよ。そんなことをやったら、全くもう財政再建なんてやる意思のない内閣だとなりますよ。ということは、試算をすれば、細かな試算はもう時間がないから言いませんが、政策的経費は幾らに抑えなければならぬんですか。

○麻生国務大臣 御疑念を持っておられる点につきましては、私どもも同様なプライマリーバランスの重要性を認識しておりますので、同様に考えております。

その上で、今、細目につきましては、今から十二月までありますので、いろいろ詰めにやいかぬところがいっぱいありますので、まだ申し上げる段階ではありませんけれども、いずれにしても、私どもは、収支のバランスというものを四兆円ぐらいいは改善しないと、プライマリーバランスの半減、二〇一五年度に五〇%という例の目標にはなかなか到達できない、したがって、毎年、向こう

二年間で四兆円ずつはやっていかないとけないものだ、基本的にはそういう認識を持っております。

○安住委員 ということは、政策的経費の上限は七十二兆じゃないですか。これを守らないといかないということになりますか。

○麻生国務大臣 中長期試算によつて七十二兆ということになっております。

○安住委員 私は、それをぜひ守つて本年度予算をやつてもらうと同時に、そこでできないのは補正の方で何とかしますからという体質は改めてもらいたいと思います。

来年度も多分、想像するに、二%もしさらに上げるとなれば、もつと大きな歳出圧力が出てくるでしょう。しかし、それでは、やはり消費税を上げて社会保障の安定をするという本末が転倒しますから、そのことだけぜひ私は注意をして、どうも内閣を見ていると、そういうことをおっしゃつて頑張つておられるのは麻生大臣ぐらいのような気が何となく、仄聞ですよ、しておりますから、御検討をさせていただきたいと思ひます。

さて、消費税の問題にはさまざまな問題があります。その中でも実は一番悩ましいのが、軽減税率と、それから、私どもは給付つき税額控除なんです、考え方。

軽減税率の問題は、去年私が財務大臣のときに随分やりました。さまざまな角度から、さまざまな国の歴史や経緯も考えました。私は一理あると思います。この軽減税率というのは、目に見えますから。しかし一方で、高い消費税率を持つている国において、歴史的にやっているとところはあります。ただ、今は、それが逆に不平等を生んだんじゃないかと、政治的な力での業界だけはまけてもらつたんじゃないかと、さまざまな議論が出ていて、私は非常に難しい問題だと思っております。

少なくとも八%ではそういうことはおやりにならないということですけども、では、一〇%等を見据えたときにどうなるのかということなので、私は、財務省の方から、この軽減税率のいわ

ば課題、問題点等について、事務方で結構ですから、説明をしていただきたいと思います。

○田中政府参考人 お答えをさせていただきます。

軽減税率につきましては、税制抜本改革法や二十五年度の与党の税制改正大綱におきましても、これをどう考えるかという視点が書いてございまして、一つは、対象をどうするか、財源をどこから持つてくるか、それから中小事業者の事務負担等の課題を乗り越えることができるかどうかということが指摘されております。

具体的には、対象品目につきましては、国民の理解が得られるような合理的な線引きが可能かという課題が指摘されておまして、それから、財源につきましても、これは税率の水準をどうするか、対象をどうするかにもよるのでありますけれども、軽減税率が設定されていない場合と比較いたしまして、場合によつては兆円オーダーの多額の減収が発生するという課題があつて、この財源問題をどうするかというものがございまして、

それから、事業者の方々の負担という点については、仕入れにかかります消費税額を適正に計算して、それを控除する必要があるわけでございまして、税率の異なる個々の品目、サービスについても、税額が明らかになるような請求書等、いわゆるインボイスが必要になると言われておまして、中小事業者の事務負担が増加をいたします。

それ以外でも、中小企業庁の調査などによりまして、資本金がおおむね一億円未満の法人あるいは個人事業者の中には、全く手作業で経理処理をしている業者が四割を超えるという調査もございまして、インボイス以外にも、中小事業者の事務負担が大丈夫かという問題が出てくる。

それ以外にも、中小事業者にかかわる、例えば、インボイスを発行できない免税業者は課税選択を余儀なくされるのではないかと、幾つかの視点が指摘されております。

こうした課題につきまして、今、与党の軽減税率制度調査委員会におきまして、精力的に御議論

が続けられているものと承知しております。

○安住委員 例えば、キャビアとイクラの話大臣は記者会見で述べたけれども、全くそのとおりなんです。これはなかなか悩ましい話で、ハンバーガーも持ち帰りと店内で食べるのではドイツではえらい違いますし、経緯があつて歴史がある国々だから、それはいろいろあるんだと思います。

これをやるべきというのは、国民的コンセンサスをちゃんと得ないと、逆に不公平になりますからね。だから、私は、我が党が提案している、つまり、この話のものは、フォローアップをちゃんと、所得の低い方、生活の苦しい方をどうサポートするかということに行き着くわけだから、それからいうと、マイナンプール制度導入と同時に、制度設計は大変かもしれないけれども、給付つき税額控除というのは悪い制度じゃないと思うんです。

一言あります。短くていいです。

○麻生国務大臣 既に御存じのように、民主党と公明党と自民党の三党の協議によります合意の結果、今言われましたように、給付つき税額控除と、いわゆる低減税率というか複数税率というのが検討課題に三党の間でなっております。

これにつきましては、御指摘のとおり、高所得者、所得の高い方々が実額ベースでより恩恵を受けるという結果になります、形としてはそうなります、軽減税率よりも、低所得者に対する支援の可能性、確率が高いという議論があるというのは私もよく承知しております。

一方で、法律に盛り込まれておりますとおり、所得の把握をせないかぬところが一番難しいところとして、資産の把握の問題とか執行面での対応とか、いろいろの可能性の問題があるというところも私は認識しておりますが、背番号ができたんじゃないとか、いろいろな意味で将来考えられるんじゃないのかということで、この問題については引き続き協議を行うということにされております。

私どもとしては、この問題は、議論というものが今後三党で、また私どもでもいけば与党の中でもいろいろされていくんだと思いますけれども、いづれにしても、それに対して、その状況をよく踏まえながら検討をさせていただきたい。二つの案は、両方とも検討すると書き込まれております。

○安住委員 目に見えてやることで、国民の皆さんから納得してもらうという方法もあるでしょう。しかし、中長期、もっと長い目で見たら、本当に制度をきちつとやって、弱者の方と言うと恐縮ですが、やはりお金に余裕のない方をしっかりと助けていくという方が、地味かもしれないけれども長続きする制度ですということをし上げたいと思います。

ちよつと被災地の話に移りましょう、あと時間が十分しかございませんので。

私は、復興特別法人税を廃止するという総理のお考えには反対です。

なぜ反対かという、中学生の皆さんが修学旅行に來たり、全国で講演を頼まれたときに、私は復興の話で必ず申し上げることがあるんです。それは、復興特別法人税は二年、来年で終わるわけだけれども、これは約八千億でしょう。しかし、実は、所得税は二十五年ですよ、大臣。ということは、今中学生の方は自分が四十歳になるまで実は復興のお金を毎月払ってもらうんだと私はみんなに話しているんですよ。中学生の方は驚きますね。

同時に、私は石巻に住んでいるから、本当に被災地で言っているんですよ。それぐらい、沖繩から北海道まで、毎月のお給料の中から少しずつ払ってくれているんだから、これを大事にしなかつたらやはり被災地は罰が当たりますよ。とてもありがたく思つて、みんな大事に使うと言っているんですよ。これがきつくないでしょか。

私は、法人税をやめるというのは、きつなさはさみでちゃんと切る話だと思つてですね。そんなことを今やる必要がどこにあるのか、非常に不思議です。

議です。

なぜかと申し上げますと、いろいろ実は議論したかつたけれども時間もないから私から一方的に説明しますと、今我が国の法人で法人税を支払ひになっている企業は、大臣、何%か御存じですよ。三〇%ちよつとですね。大臣の会社は法人税を払つておられるんですか。さすがですね、利益が出ているということです。

つまり、我が国の法人の中の三割の方ですよ、法人税。再来年度から減税をちゃんとすることになつていくんですよ、これは法律改正をちゃんとしましたから、民主党で、法人税を下けると。ただし、ちよつと二年間待ってくださいよ、その分の部分を一〇%だけ復興に充ててくださいよという話ですよ。

この話をやめたら、安倍総理の飛躍的な話をすると、これが給料にはね返るんですか。すると、どういうことですか。法人税を下げたら、全体の七割の企業は法人税なんて関係ない会社なのに、そこも給料の質上げにつながるというのは論理的におかしいんですか。いかがでございますか。

○麻生国務大臣 基本的に、今言われましたように、企業において利益が出ておりますのが約三割というのはもう御指摘のとおりであります。

今、安倍政権になつて、いろいろな意味で、株価が変わつたり、対ドル交換レートが円安に振れたりしたおかげで、企業収益、なかなか輸出を主にしておられる部分の多い会社というのは急激に収益が改善しつつあるというのは、もうトヨタを引くまでもなく、これまで税金を払つていない会社の一つですから、それが間違いなく払うようになられたというのはまさに喜ばしいことなんだ、私どもはそう思つております。いづれにしても、経済状況は好転が見られておりますので、さまざまな企業において足元の収益の改善というのはなされるんだと思います。

そういつた意味で、賃金水準というのが上がつていかなければ、これは安住先生に今さら言つても始まらぬ話で、もう釈迦に説法を超えていますけれども、デフレが続いたおかげで、企業は、じつと持っていた金を何も使わないで置いておいても、物価が下がっていくから企業収益はふえるという状況があつて、結果として、三百兆円を超える内部留保ができた。これをうまく企業に、還元していくための一つのステップとして、刺激策としてこれを考えたというように御理解いただければ幸いです。

○安住委員 いや、大臣、私はちよつとがっかりしたんです、今の言葉。たしか、財務省の記者会見で大臣は、そんなことは世間に通用するのかねとおっしゃったんですよ。私と同じ考えなんですよ。

私は、これがただ単に総理も言葉で言っているだけだつたら、まだこんなに食いつかないんですよ。これは、閣議決定の文章にこう書いてあるんですよ。いいですか。復興特別法人税にかわる復興財源の確保をする、その中で、国民の理解、中でも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認することを踏まえてと。

この文章で読めば、被災地の理解は得られません。国民は反対しています。代替の財源は、税収が上がるからということ、所得税があえた分からそれをもし取るという話、企業に減税をして、また国民から増税をするという話になつてしましますよ。税収を、上前をはねるということですよ。

だから、私は、それは、せつかつつた八千億円を被災地の復興にということ、わずか一年ですよ、利益を上げていく企業の。私は、そこまですらなくてもいいのではないかと思うし、なぜそんなことにこだわっているのかかわりません。そもそも、論理的に賃金上昇につなげられるなという話はあるわけがないんです。法人税をやめるということですね、復興の。もう一回確認します。

○麻生国務大臣 安住先生御指摘のありましたように、この国の場合は、社会主義でもなければ全体主義でもありませんので、政府が言ったから企業が収益分を給与に回すか、誰に回すかと。それは企業の経営者の責任であって、政府の責任ではありません。政府が決めることでもありません。おっしゃるとおりです。そのとおりだと思いますので、私どもとしては、それは希望を述べているにすぎないというようなことじゃないかと言われるなら、もうおっしゃるとおりなんです。それは命令する権限とか組織体系にありませんので。

ただ、私どもとしては、今幸いにして、ことし初めごろからいろいろな形で経営者の方々に給与をというところをお願いし、二月、三月、四月ぐらいのところで賞与のところからスタートしましたけれども、おかげさまで、この二、三日、新聞で、私の記憶では二十年ぶりぐらいでベアという言葉が書いてありましたけれども、ベアなんて今の若い人なんかはやめたことがありませんから、ベアが何だか全然わからぬという方がほとんどなんですけれども、あれはベアスアップです。という言葉を言われるぐらい、新聞にベアという言葉が載ったことがないぐらいのところですから、やっとならぬと来つたところだと思います。

来つたところだと思いますけれども、御指摘のありましたように、これは強制的にできることはないじゃないかという御指摘は正しいと思います。

○安住委員 それはいいんです。ただ、復興特別法人税をやめ、これを企業に戻したら賃上げにつながるといふのは違う話なんです。大臣のお話は。

だから、もう申し上げませんが、私どもは反対です。こんなことをやらなくたって、ベアスアップのやり方はいろいろあると申し上げます。

最後に、被災地の消費税の話でいうと、住宅の課税が復興の足かせになるのではないかという議論があったものですから、これは閣議決定でしっかり対応するということは言っていたと聞

いておりますので、被災地の住宅復興に対する給付措置について事務方から説明をしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

被災者の方々の住宅再建に係ります給付措置につきましては、十月一日の閣議決定におきまして、復興まちづくりに係ります区域の指定あるいは宅地造成の時期など、住宅を再建される被災者の方が自分ではどうすることもできない外的な要因によりまして、住宅取得の時期が消費税率の引き上げ前になったり、あるいは引き上げの後になつたりということが生じますので、そうした被災者の方々の間で生じる負担が不均衡になるというところにならないようにするために、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置を講ずるということにしております。

具体的には、東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者の方が新たに住宅を建築、購入する場合、あるいは被災した住宅を補修する場合に給付を受けることができることとしておりまして、例えば、消費税率8%のときにおいて新たに住宅を建築、購入される場合には、建築購入する住宅の床面積に補助単価、平米当たり十七・一万円に3%を掛けたもの、すなわち五千三百円ということになるわけでございますが、その金額を乗じた額が給付をされるということになってございます。

○安住委員 ありがとうございます。

大臣、ぜひ筋の通った議論の中で結論を出してほしいと思います。ちょっと乱暴な政策決定の過程を私は法人税のことではとても感じているんですよ。もう少しやはり国民の意思やあのときのきずなの関係をしっかりと踏まえた上で、できればこの話は白紙に戻してもらえればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長、ありがとうございます。

○林田委員長 次に、坂元大輔君。

○坂元委員 日本維新の会の坂元大輔でございます。

この臨時国会から財務金融委員を拝命いたしまして、本委員会での初質問になります。麻生大臣以下政府の皆様、どうかよろしく願いたいします。

冒頭に、私の支援者であつたり友人たちの中には実は麻生大臣のファンが結構多くて、特に若い女性で麻生さんが好きという方が多くて、僕とどっちが好きですかというのを聞くと、そんなもの、太郎ちゃんに決まっていますじゃないかとよく言われて困ってしまうんですけど、きょうも恐らくインターネット放送等々で見ていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、どうか前向きな答弁をお願いしたいというふうに思います。

私は現在、三十一歳でございます。若い世代の代表としてこの国会に送り込んでいただいているというふうには思っております。その若い世代の声として、長期的に見て一番心配、一番かどくはわかりませんが、かなり心配なものとして、やはり日本の財政問題があると思います。日本の借金、これは果たして返せるんだらうか、自分たちの世代にツケと負担がより重くなるんじゃないかという声を、やはり多くの若者と話しているとよく聞きます。

そこで、きょうは、財政健全化というところに關してお伺いをしたいというふうに思います。

まずは、今回策定されました中期財政計画についてお伺いをいたします。

この計画の策定自体は内閣府が行っておりますけれども、先日の本委員会における麻生財務大臣の御挨拶のとおり、実質的にこの計画を推進していく立場にあるのは財務省だというふうに認識をしております。その財務省の長である財務大臣として麻生大臣から、改めて財政健全化に向けての決意をまずお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 政府としては、基本的に、先ほど安住先生からの御質問にもあつておりましたけれども、持続的な経済成長というものと、それを

やっていくためには財政の健全化というものとを両方やらねばならぬというところが一番肝心なところだと思っております。これはG20でも、この点で、この十月月かけてほぼそこに合意ということになってきております。

本年の八月に中期財政計画というのを策定して、二十六年及び二十七年の各年度において、国の一般会計及び二十七年の各年度において、国の一般会計及び二十七年の各年度において、少なくとも四兆円程度改善するというものを、その中期財政計画で決めております。これが一点です。

このため、歳出面におきましては、いわゆる要求の時点から施策の優先順位というものを洗い出さないといけませんので、先ほど御質問があつたように、うわつと出てくることは十分に考えられますので、そういった意味では、洗い出しをした上で、基本的に、十二月の予算編成に向けて、話し合つて無駄をきちんと削減しつつ、歳出の削減に取り組んでいかねばならぬのは毎年のことではあるとはいえず、きちんとした考えに基づいてやっていかねばならぬということ、優先度の高いもの、例えば、安心とか安全とかいろいろ言われておりますが、こういった優先度の高いものについては重点化を図っておくことは大事なところだと思っております。

また、歳入面の方につきましては、消費税率の引き上げ3%というのをお願いさせていただいて、経済を成長させていく税収をふやしていくということも考えなければいけませんので、そういったところで、経済の成長戦略の推進等々によつて、いわゆる日本の経済を強い経済、デフレ不況からの脱却というものできちんとした税収増を図っていくかねばならぬと思っております。

そういった上で、先ほど御質問があつた中期財政計画の中身というのは、二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べて赤字の対GDP比を半減させる、そして、その五年後の二〇二〇年度までにPB、収支を黒字化するというのを財政健全化の

達成目標といたしておりますので、その方向に向けて頑張りたいと思っております。

○坂元委員 ありがとうございます。

一般会計での四兆円の削減というところに関してもう少しお伺いをしていきたいというふうに思いますが、先日の本委員会における御挨拶で、大臣は、消費税率引き上げに対応する新たな経済対策を実施するための平成二十五年補正予算を、平成二十六年補正予算とあわせて編成してまいりますというふうに御発言をされました。

これでちょっと思い出すのが昨年度のことです。いまして、平成二十四年度補正予算と二十五年補正予算を一体として捉え、このときは十五カ月予算というふうによく言われましたし、大臣もそのように発言をされたこともあったと思いますが、考え方としては、ことしも補正予算と本予算は一体的に機能させていく、つまり昨年度の十五カ月予算のような考え方として捉えてよろしいのでしょうか。

○麻生国務大臣 御存じのように、平成二十四年度の補正予算に關しましては、安倍政権が発足してすぐ後、その前の月の二十六日に発足しておりますので、とにかく、普通ですとそこらまでに予算はもうでき上がっているはずなんです、この内閣においてはそこから予算がスタートしておりますので、大幅におくれる。

それはすなわち、政権交代によって経済がうまく連動しないとか予算がうまく切れ目なくつながらないとか、いろいろなことによって国民が、もしくは経済が影響を受けることを避けねばならぬということ、私どもとしては、とにかく成長につながる施策というものは全部動員するという勢いでやらせていただきましたので、二十五年補正予算とあわせて編成して、切れ目のない執行に努めたところです。

今後編成を行う平成二十五年度の補正予算につきましては、来年の四月以降の消費増税ということに伴う影響というものをなるべく緩和して、そして、その後の成長力の底上げとか、成長軌道

に、早くもとに戻してやるのか、そういうたまために対応するものであつて、目的というか背景が全然違っているとは思いますが、いずれにしても、異なる趣旨で編成されるものということには確かです。

二十四年度の補正予算と二十五年度の補正予算とは趣旨が異なっていると思ひますけれども、その具体的内容につきましては、今から年末までの間に、いわゆる新たな経済対策の策定とか、また補正予算編成の過程でその細目につきましては検討していかねばならぬところだと思ひております。

○坂元委員 なぜこういった御質問をさせていたのだかといいますと、財政健全化というテーマの際に、昨年度の二十四年度補正と二十五年補正のときに大臣初め政府側の御答弁であつたのが、この財政健全化というところに関しては、十五カ月予算というふうに出ておきながら、平成二十五年補正の本予算だけを切り出して、四年ぶりに税収が公債金を上回つたというふうな表現をよく使つておられました。

先ほど安倍委員からの質問の中にもあつたように、どうしても補正予算というものは財政規律が甘くなりがちというのか、どうしても大盤振る舞いの傾向があるというのか、私たちが維新の会にも桜内委員を初め財務省OBの方も何人もいらつしやいますので、そういった方々からもよく聞いている話であります。

ですので、財政健全化ということを本当に考えていくためには、四兆円の圧縮というところに関しても、同じく補正予算に關しても徹底的に、先ほども言われたみたいに選択と集中で無駄を省いた、本当に機動的な有効な補正予算というものをぜひとも組んでいただきたいというふうに思ひておりますけれども、この点に關して御意見を伺ひたいと思ひます。

○麻生国務大臣 総じて補正予算の方が甘くなりやすい傾向にあるというのは、間違ひなくそういう傾向にあることは確かだ、これはずっと言える

ことだ、私どももそう思ひておりますので、これは十分注意の上にも注意をしておかねばならぬところだと思ひております。

いづれにいたしましても、この二十五年度の補正予算の中では、一番問題なのは財源ということになるんだと存じます。したがつて、二十四年度の剰余金、いわゆる復興分を含めまして約二・八兆円ぐらゐの剰余金が予想されております。また、二十四年度決算の税収が上振れするであろう。法人税等々、所得税等々、税収が上振れするといったことによつて、今年度の税収の土台が〇・七兆ぐらゐ上がつていくであろう。これも、お答えしているのは予想ですから。

また、今年度に組み込まれる予算の不用、いわゆる使ひ残しと称される分ですが、例えば金利がもつと上がると思ひたら、御存じのように国債金利は〇・六ぐらゐまで下がつてきておりますので、そういった意味で、こういった使ひ残し等々を最大限に利用して財源を確保していくという考えでありますので、二十六年度の予算における一般会計の基礎的財政収支の約四兆円という目的とあわせて、財政健全化を進めていくという意味においてはこれが一番大事なところで、いきなり景気対策のために新たに国債を発行するということはできるだけ避けねばならぬところだと思ひております。

いづれにいたしましても、今、二十四年度の補正の点も言つておられましたけれども、私どもとしては、とにかく、安倍政権になつて、何はさておきデフレマインドとかデフレ不況というものから一刻も早く脱却するという意識にならない限りは幾ら言つてもだめです。みんなとにかく、来年になったら物が下がると思ひば買ひませんよ、そんなもの。僕は、そういうことになつていくという状況が十年も二十年も続いていたらとてもじゃありません。

そういったことで、私どもとしては、いづれにいたしましても、二十五年度の予算においても、早急にやらねばならぬ、編成が間に合ひない、ま

ずは補正でやつてつながらないかぬというような意識があつたことは確かだと思ひますが、財政規律というものは非常に大事な問題だと思ひておりますので、財政健全化という意味で、今回もきちんとしたことを考えてやつて、今御指摘を受けたように、補正予算が甘目になりやすいという傾向は努めてきちんと対応していかねばならぬ、私どももそう思ひております。

○坂元委員 今、財源のお話がありました。確かに、消費者というか国民のマインドを変えるというところでは、やはり安倍政権になつて変わつてきた部分はあると思ひていますし、そこは私たちも評価をしているところでございますが、財源のところでもう少しと氣になつてしまふのが、ことしはこれだけ財源がありますからこれだけ使ひますという発想ではなくて、後ほど我が党の田沼委員から財政健全化法案の話もあるかと思ひますけれども、その中で我が党が提案しております、単年度収支を見直そうということですね。これだけあるからこれだけ使ひますというよりも、これが必要だからことしはこれだけ使つてこれだけ残します、それを次年度に残しますという発想がやはりこれからの財政再建の中で必要になつてくるのか、財務大臣に失礼な発言かもしれませんが、私はそのように強く考えておりますので、そういった長期的な視点の中で財政というものを運営していただきたいなというふうに考えております。

少し視点を交えて、我が党維新の会は、かねてより地方の自立というものを訴へて、財政的にも、財源そのものを地方に移していこうという、具体的には地方交付税制度の廃止と消費税の地方税化を主張してまいりました。

中期財政計画では、「地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。」というふうにありますけれども、この地

方財政の改革というのは具体的にどういった内容になるのでしょうか。地方の自立を促すような制度を考えていらっしゃるのか。まだ具体的には固まっていないと思いますので、方向性だけでも確認をしたいと思っています。

○古川副大臣 お答え申し上げます。

地方財政の改革におきましては、成長戦略の推進などにより地方税収をふやすとともに、国の取組みと歩調を合わせて歳出抑制を図ることとしているところでございます。

また、リーマン・ショック後の対応につきまして、例えば地方交付税の別枠加算、これは、リーマン・ショック後に急速に悪化する雇用情勢等を踏まえ、平成二十一年度地方財政対策におきまして、臨時異例の危機対応として行ったものでございます。

百年に一度の危機と言われましたあの当時と比べまして、雇用情勢等の経済状況も好転し、地方の歳入も消費税の税率引き上げ等によりまして回復の見込みであることもありまして、この地方交付税の別枠加算等の見直しは当然検討するべきものと考えております。総務省とも十分に議論をしてみたい、こう思っております。

それから、もう一点お尋ねのありました地方に対する支援の具体的な内容ということですが、これは総務省の方で具体的な検討がなされているというふうに聞いております。

○坂元委員 ありがとうございます。

平時モードに戻していくということと、国と歩調を合わせて財政健全化を図っていくということと、この二つだと思いますが、私の認識では、小手先というか昔に戻す、基本的には昔に戻すという方向ではなくて、やはりこれだけ地域地域の課題が異なってきた今の時代ですから、我が党がかねてより主張しています地方の自立というものを促していくために、後ほど田沼委員からそういったお話もあるかと思いますが、財源というか、税源そのものの移譲というものをぜひとも検討していただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。国債金利上昇への対応に関してです。

政府との共同声明に基づき日本銀行が打ち出している異次元の金融緩和によつて、日銀が新規発行分の約七〇％、これは約七兆円ですけれども、に相当する国債を現在買い上げております。

これまで、いわゆる金融村といいますが、少数の大手メガバンクや証券会社によつて国債が買われてきた中で、日銀が入ったことによつて、流通市場での国債の取引が減少して、国債価格の変動リスクが上昇しているというふうに思います。

金利の急騰リスクというものが明らかに以前に比べて高くなっているというふうに認識をしておりますが、この点についての財務省としての御見解をお願いいたします。

○古川副大臣 国債市場の動向は、経済財政の状況や海外の市場動向、さまざまな要因を背景に決まるものでございます。その動向についてコメントすることは市場に無用の混乱を生じさせかねないということから、コメントは差し控えたいと存じます。

ただし、一般論として申し上げますと、日本銀行が多額の国債買い入れを行うことによりまして国債市場に影響が生じ得ることから、日本銀行は、市場との対話をしっかり行うなど、国債市場の安定のために適切な対応に努められているものと承知をいたしております。

政府としましては、今後とも、国債の安定的な消化が確保される国債管理政策に努めますとともに、中長期的に持続可能な財政構造を確立し、市場の信認を得ることのために、中期財政計画に沿つて財政健全化の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○坂元委員 済みません。時間がありませんので、最後の質問にさせていただきます。

私が想定しているそういう危険な、国債の金利が一気に上がるというような状況以外にも、当然、景気が上がってくると金利も上がってきます

すし、国債金利も上がらざるを得ないというふう

に思っておりますが、そうすると、国債の利払いがふえますので、中期財政計画に基づく財政再建の道というものの一層困難になると思います。

がしかし、先ほど大臣からもありましたように、経済の再建と財政の再建というものは同時並行でやっていかなければならないものですので、仮に国債の金利が上がっても財政健全化は揺るがない取り組みをしていくという御決意を最後に少しお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 坂元先生言われるとおり、債務残高というものがGDP比の二倍程度に累増している事態というのは、大変厳しい状況にあることも確かです。

ただ、我々が習ったような経済学と違ひまして、今は金利が下がっているんですよ。どうしてですかねと聞いて、答えられる人は一人もいなかったらいいんです。本来だったら、〇・八だったら一とか一・一とか上がっていくつもりで私も予算を思っております。逆に〇・六まで下がってきたという事態、これは全く想定外のことで、私もとしては、予想とは全然違っております。

しかし、いずれにしても、今言われたように、利払い費が急増するというような事態になりますことは極めて、国だけの話ではなくて、国債金利が上がったりしますと、一般の市中金融等々にもいろいろ波及します。そういう意味で、いろいろなおそれがありますので、私もとしては、中期財政計画というものを策定した上で、歳入歳出両方からきちんとその対応を考えていかねばならぬところだと思っております。

いづれにしても、歳出面において歳出削減に取り組むと同時に、優先順位をもつときちんとつけて、めり張りをつけるというようなこともやらねばなりませんし、税収の基盤となすいわゆる強い経済というものをやっていくためには、今後とも、持続的な経済成長が図れるような形というものを、規制とか税制とかいろいろな形で私ども

は考えていかねばならぬところにあるんだ、そう理解しております。

○坂元委員 時間が来ましたので、残りの質問に関してはまた後の機会とさせていただきます。ありがとうございます。

○林田委員長 次に、田沼隆志君。

○田沼委員 日本維新の会の田沼隆志でございます。

きょう初めて財務金融委員会の質問に立ちますので、どうぞよろしく願ひいたします。

坂元委員から大分振られてしまいましたけれども、私は、もともと文部科学系で思いが非常に強くて、大臣と別の委員会でもお会いしましたけれども、ミスター教育委員会と言われてまいりまして、教育委員会改革に熱心に取り組んでまいりました。

といいますが、私の悲願は愛国心の復活であります。愛国心をきちんと育む、そういうことが実現できれば、大事なものはやはり無責任になれませんから、国を愛すれば、国の未来に対して無責任になれません。ですので、国を愛する心というのを非常に重視しております、文部科学委員会が頑張っております。

今回は財務金融委員会でございますが、今、財政的にも無責任な状態、言葉は過ぎますが、無責任な状態になってしまっているならば、それは許容できません。今の国家財政をこのまま持続できるかというのは非常に危機的な状況にあると認識しておりますので、その観点から御質問をさせていただきます。

あともう一点、やはり世代間の格差が今非常に広がってしまっていて、ボストン大学のコトリコフ教授が財政的幼児虐待だという言葉も使われておりますけれども、世代別の格差が非常に広がってしまっていることも非常に懸念をしております。そういったことが改善できるような質疑をさせていただきたいんです。

どうしてこうなってしまうのかと市会議員のころからずっと思っておった、千葉で市会議員を

しておりまして。ちよつとこれも言葉が過ぎるかもしれませんが、現行の行政システムは経営になっていないなど。大臣は経営者であられましてので釈迦に説法なんですけれども、国家経営の意思決定システムになり得ているかなと非常に疑問があります。ですから、責任ある財政運営も難しいというふうになつていいると感じるわけですね。

例えば、民間でしたら、私もコンサルタントを二十代のころはやつておりまして、経営コンサルタントだったんですが、やはりまず数値目標を設定しますね。それをちゃんと実現できるように手段をいろいろ選ぶわけですから、それは行政でいえば政策なんだろうと思うんです。その進捗がちゃんと進んでいるかもチェックした上で、検証して修正する。PDCAですね。PDCAがあるのかなと、千葉市役所もそうでしたし、国家経営もそうだけれども、疑問がございます。

まず、Pに関してですと、先ほど坂元委員のあれもありましたけれども、中期財政計画だと思ふんですが、三年スパンで、八月に閣議了解された、二〇一五年にプライマリバランスの、かつてよりも半減だということですが、まず、こんなに短くていいのかなという懸念があります。

例えば、自民党さんが野党のころ、二〇一一年に出した財政健全化責任法案、そのまゝの法案があられました。二〇一一年二月八日に自民党さんが出されていますけれども、これだと、目標値の設定を十年スパンで出されていますね。なので、一応今の中期財政計画でもPBの二〇二〇年の黒字化のことも言っていますけれども、しかし、やはり明確なコミットメントは二〇一五年までだ。こういう短期でいいの。

あるいは、そもそも中期財政計画自身が閣議了解ですね。これは閣議決定でもないわけで、閣議了解と閣議決定の違いも私もまだ新米議員で知らなかったんですけれども、主務大臣は多分甘利大臣だと思ふんです。経済財政担当大臣の甘利大臣の管轄であるけれども、重要だから一応閣議にか

けたという御説明であるようですが、そんなに弱くていいのかな、これは絶対に内閣が総力を挙げてやるべきことではないかなというふうに思うわけですね。

それから、数値目標がプライマリバランスしかないというところはもう言いましたけれども、ほかに、例えば資産とか債務の圧縮を目指すとか明確に書いてしまつたり、今はもう債務超過ですから、純資産を維持しよう、こういつたことを明文化するべきじゃないか。

さらには、本当に日本の財政運営システムのオーバービューを言うならば、やはり社会保障関連の、特に年金などが中心の、よく暗黙の債務と言われているけれども、七百五十兆円という識者の方もいますけれども、これも触れられていないということ、中期財政計画が今のままでいいのかということに非常に疑問がございます。このことに関してお答えいただければと思います。

○麻生国務大臣 経営としてどうかというのが最初の質問、一番のところがなんだと思いますが、会社におられたのかどうか知りませんが、おっしゃるとおり、会社というのは普通、決算が大事でして、予算より決算の方が大事なんだと思うんですが、ここだと予算の方が大事ですね。僕は僕はこのところに来て一番驚いたのは、決算委員会というのは全然開かないんですよ。全然誰も関心がない。正直一番驚いたのは、僕はこれでしたね。

だから、おっしゃる疑問はぜひ持ち続けてもらいたいね。少なくとも三十年間持ち続けているんだけれども、なかなか、決算はやつと参議院の方で動くようになりませんでしたよ。でも、この三年間、全然開かれていませんからね、決算委員会は、決算しなかつたんですから。

そういう意味では、やはり予算、決算でいけば、決算というのはきちんといかないか。経営という意味においては絶対、私もその意見に対しては賛成です。

その上で、中期財政計画というもので、もう御存じのとおり、二〇一〇年に比べて二〇一五年度、また一応二〇二〇年度までということ、私どもとしては対GDPの比率を安定的なもので引き下げたい。これが安定しているかどうかは別に、私どもとしては、一応財政健全化の目標とさせていただいております。

いづれにしても、私どもとしては、基本方針というものを閣議で決定して、予算編成に向けた基本的な考え方というのを示しているんですけれども、いわゆる中期のなものと中長期的なものと、か毎年度の基本方針とか、いろいろ予算の編成に当たっては国会で御審議をいただいているところなんです。その際、単に毎年度の予算の中身だけじゃなくて、少なくとも中長期的な財政運営とか指針とか、そういったものの中長期的な議論もいただいているところです。

今、こういった財金に限らず予算委員会等々でも御質問をいただいたりするところなので、我々としては、その点は非常に大事なところなので、あつて、後世のことを考えてきちんと対応しておかないと、後世、歴史の評価にたえられぬということになりかねぬという点は、常に心しておかねばならぬところだと思つております。

○田沼委員 きょうは政府参考人の方も来ていたでいるので、多分今の質問に対して同じく何か御見解があると思うので、お答えいただければと思います。

○豊田政府参考人 お答えいたします。中期財政計画におきましては、国、地方を合わせた基礎的財政収支につきまして、二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べて赤字の対GDP比を半減し、二〇二〇年度までに黒字化するとともに、その後の債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すとの財政健全化目標を掲げているところでございます。

また、こうした目標への進捗状況を確認するために、内閣府といたしまして、二〇二三年度までの経済財政の姿を展望した中長期の経済財政に関

する試算を作成し、経済財政諮問会議の審議の参考としていただいております。

政府といたしましては、このような取り組みも通じまして、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立を図ることとしております。

○田沼委員 まず、大臣の御答弁は非常に素晴らしいので、決算に対する関心が低いのは私も思います。これは多分、千葉市もそうでしたので、何か構造的な問題だと思ひますので、後でまたちよつと議論させてもらいたいと思います。

あと、今の内閣府の方の御答弁なんですけれども、それは知っているんですが、何で現実であるか中期財政計画というものが何で現実であるかということ、私は心配しているんです。民主的なコントロールというか、もつとと言うと結果責任も含めてです。そういうことができるような力強い存在であつてほしいというふうに思うわけで、だから閣議了解でいいのかという指摘もしたわけですね。あるいは、数値目標がこれだけいいのかという指摘もしたわけですね。

ちよつと率直な質問ですけれども、私の市会議員のときの経験だと、行政はとにかく、特に計画系は絶対というものが少ない。一年たつたら何かいろいろの変動があつた、またもう一年たつたら何かいろいろの要因があつたということ、すぐ修正しちゃう。もちろん必要な修正はありますけれども、やはり守るべき目標は守らないとだめですよ。でないと、何のために頑張っているんだ、何のための計画だということになるわけですね。だから、やはり責任をはっきりさせないといけないと思います。

国のPBを各年度で四兆円改善というふうには大臣の御挨拶でもありましたね。中期財政計画でもありますが、これも、これがもしできなかったら誰がどう責任をとるのか、これは政府参考人の方に

お答えいただければと思います。

○豊田政府参考人 お答えいたします。先ほど御答弁申し上げたような取り組みも通じまして、政府といたしましては、デフレ脱却、経

済再生と財政健全化の両立を図っていくということとしております。

○田沼委員 いや、だから、誰がどうやって責任をとるのかという質問ですよ。財政健全化と経済成長を両立させたいと。わかりますよ。それは願望ですよ。だけれども、質問は、それができなかったら誰がどうなるんですかという質問ですよ。

○麻生国務大臣 なかなか役人じゃ答え切らぬところだと思えますので、答え切らぬやつに質問したって意味がありませんので、答えられる可能性があるやつに聞いていただいた方がいいと思います。

これは政府として責任をとることであって、うまくいかなかったら誰が罰を受けるかといえば、安住が罰を受けるか、麻生が罰を受けるか、そういう話ではないのであって、政府としてきちんと実行していく、それをもって責任をとるというように考えないといかぬものだと思います。

○田沼委員 市のときもそうでした。千葉市全体で責任をとりますとか、この場合だったら内閣全体とかになるんでしょうけれども、全体でとなるとやはり曖昧に感じますね。実際、今までにいろいろなこういう計画があつて、できたんでしょうかということに私は疑問があります。だから、何としても成功してほしいので、応援の意味もあつて言っているんです。

そう見ると、やはりこの中期財政計画が何ともしようと危ないな、弱々しく感じる、失礼かもしれませんが感じがするものですか、何としても実現をしていただきたいという思いで、ぜひ、この中身についても、これは内閣府の方かもしれないけれども、再検討も含めて、していただきたいなというふうに思います。

関連してなんですけれども、力強くこの中期財政計画を実現するためには、やはり国会ももっと関与させるべきじゃないかなというふうに感じていまして、先ほど大臣が言われていましたけれど

も、予算の中身がほんと出て、決算もそうで、私も決算委員会にいましたから、ほぼ事業の中身の議論です。経営の観点での質問、質疑というのはほばないかなと感じていますし、質もその中期財政計画は、閣議了解であつて、行政の内部文書にも近いわけですね。それから、経済財政運営と改革の基本方針、かつての骨太だと思ふんですけれども、この骨太もやはり国会の関与というのはありませんね。

結局、今、国会としては、いきなり完成形の予算が出てきて、それに対して、ふえたとか減ったとか中身がどうだとか、そういう議論になつてしまつて、オーバービューの議論というのが、あるいは、この予算がどういうビジョンでこれからのプライマリバランス半減、黒字化に向けてつくられたのかという観点が弱いというか、非常にわかりにくいと感じます。

まあ千葉市も大体そうなんです。どうしてこうなつちゃうのかと思うと、やはり官僚主導型の編成になつていくからじゃないかと感じるわけですね。やはり前年度予算をベースにして、それをどう増減させるか、あるいは思い切つてやめるとか新規をふやすとかいう査定しかできないわけで、義務的経費を例えば大幅に減らすとかそういうことは、政治決定に近くて、官僚主導であるときかないと思います。

だから、民主党さんのときも予算の組み替えをするとか、あるいは、ばらまきはだめだといつて自民党さんが政権をとられてもやはり巨大な予算になつちやつたりとか、もちろんいろいろ言い分もあるとは思ふんですけれども、官僚主導型の予算編成ですと、どうしてもこうなるような気がしてなりません。もっと国会の関与を強めるべきじゃないかと感じております。

具体的には、予算そのものがほんと出る前の骨太、さらにはその前の中期財政計画、もっと本当は長い方がいいと思つていますが、そういうたものを議決なりしてもらう、あるいは報告を最低限するという形で、国会も、ある意味で運命共同体

というか、一貫して関与をしていって、初期のころから、予算は最後のアウトプットですから、最後のアウトプットの予算の前の段階からきちんと絡んでいって、この方針で予算をつくらうという賛同のプロセスからも国会が関与すべきではないか、その方が力強く推進できるんじゃないかと思ふんです。

その点に關しての御見解をお尋ねします。

○麻生国務大臣 先生が言っておられることは多分予算の編成の国会の審議のあり方の話ですから、審議としては、こういったものを審議するというような形になれば、私どもとしてはそれを答弁する立場にありますので、ぜひその点は、議会の中でそういった点を踏まえてということをやつていただくといいです。議運でやつていただくなり、そういう形をやらねえと、私の方からいきなりこういったものを申上げて、全然そんなことは聞いておらぬ、時間をとるだけじゃないかと大体言われてそれで終わりますので、それはきちんとやつていかにかいかなところだと思います。

いずれにしても、中長期のものも、予算委員会等々ではいろいろな形でその種の御質問が、私の記憶では、これまでも何回もあつたと記憶をします。その中で、そういったものをもっと、単年度比較ではなくて全体の中からという御指摘は全く正しいんだと思ひますけれども、ぜひそういった形での御質問等々があるならなんなりすれば、政府としてはそれに答えていくという形が一番いいのかな、今の現状においてはそう思います。

○田沼委員 国会側の問題という部分ももちろんありますけれども、ただ、作成資料とか出さずものというのはいまだ行政側の見解という姿勢もあると思ひますので、ぜひ御検討いただきたいなと思ひます。

とにかく、私としては、目標をきちんと達成したい、その一念です。その手段がもし違つても構

わないんですが、ただ、行政の方だけでやつて今の現状ですと、どうしてもいろいろな状況の変化によつて変わつてしまふということが許されやすいように思えてならないわけですね。

なので、やはり国会の関与を一貫して初期のころから深めさせて、もっと言うと、国会の審議の中に財政的視点、会計的視点というのがもっと高まるような、そういう審議にもなるというと思ふんですけれども、それは国会側の課題でもありますので、ぜひ考えていきたいと思ひます。

それで、PDCAを冒頭お話ししましたが、今度チェック・アンド・アクション、これが一番大事なところなんです。

その部分で、先ほど鬼木委員も言われていましたけれども、私たちが維新の会は、発生主義、複式簿記会計に改めていくべきだと思つております。今の現金主義の単式簿記だと、やはりいろいろな課題、今まで多くの皆様がある議論されてきているとは思ふんですけれども、負債の全体像が見えませんが、資産の方も現金以外は余りよく見えないうわけで、非常に総覧性が低いまの財政検証。その財政検証も、決算委員会では財政検証の議論をしているからちょっと疑問なところもありますけれども、そういう現状になつてしまつていと思ひます。

では、一応国の方で財務諸表をつくつていんですかといつたら、ありますという事で、国の財務書類というのをつくられていすね。これをつづきに拝読もしましたけれども、結局、最終的には、検証となると各省別の政策評価とか行政事業レビューというふうになつてしまつて、検証としての、総額で数字がどう変わったのか、それがどう翌年度の規模とか予算の、例えば補助金が一・何倍になつたからこは抑えていかなくちやとか、そういうメッセージングにはなつていなくて、非常に細切れの検証を想定されているような思ひます。それで本当にいいのかなというふう

この財務書類もつくられていすけれども、こ

れはつくっているだけに近い。説明責任を果たしているということなのかもしれないけれども、予算審議、決算審議の中で、提出もされてはいますけれども、議論の中心として審議されているとはちょっと思えないです。これがそもそも存在していることを知らない方もいるやに聞いています。

ですので、総覧性が高くて高い財政検証ができるようにするためには、国の予算財務諸表、これは決算でしようけれども、今の決算の方でも、やはり単式簿記、現金主義でなくて、決算財務諸表というのを作成して、それを中心に審議できるようにするべきだと考えるんですけども、御見解を副大臣にお尋ねします。

○古川副大臣 田沼委員から、無責任な財政運営であつてはならないという観点から御提言いただいておりますことに感謝申し上げます。

国の会計について、おっしゃるような考え方やつたかどうか、そういう御提案だったと思えますけれども、まず、国の予算につきましても、国民の皆様からお預かりした税金をこの一年の間にどのようにして使うのか、それを明確にお示しすること、そして、財政民主主義の原則というのがございますから、国会の議決を得ることが重要でございます。同じように、決算についても、どのように一年の間にお金を使ったかということ、それを明確にして、国会の議決を得ることが大事なことで、こう考えております。

このように、国会による財政の確実なコントロール、そして国民にとってわかりやすいという観点からしますときに、一年間の現金の出納を網羅的に示す現金主義、発生主義ではなくて現金主義によつて予算、決算を策定する方がすぐれているというふうに考えております。

一方で、国の財務状況に関する説明責任、先ほど来委員が御指摘されております説明責任、そして予算執行の効率化、適正化に資する財務情報の提供、こういうことを目的といたしまして、御案内のとおり、平成十五年度決算分より、発生主

義、複式簿記の考え方や手法によります国の財務書類を作成、公表しているところでございます。こうした情報もあわせて公表することで、国民の皆様にも我が国の財政の状況をさまざまな面から把握していただきたい、このように考えています。

先ほどお示いただきました説明資料、パンフレット、そのような説明資料等も種々作成をしまして、できるだけわかりやすい説明をということに心がけておりますけれども、なかなか十分な活用がなされていないんじゃないか、こういう御指摘だつたと思いますが、引き続き、そういう財務書類等もあわせながら、国民の皆様によりやすい説明を心がける、こういう方針で努めてまいりたいというふうに思っております。

○田沼委員 副大臣、十分使われていないんじゃないかという指摘に多分納得していただいていると思うんですが、そのとおりと思うんですね。

現金主義の方がすぐれているというの、かつてはそうだったと私も思うんです、右肩上がりの成長で、お金の使い道が大事な、国をつくることの時代ですから。でも、今はもう、収入の大幅な増、二倍とかそういうものもないわけですよ。それよりも、資産との関係で、資産効率性とか国全体のお金をどう使っていくかという方にむしろなっていくべきだと思いますので、時代に合せてやはり変えるべきじゃないかなと私はどうしても、大臣も経営者であられたのでそういう観点もおわかりいただけるのかと思うんですが、思います。

なので、これをはつきり言つて使っていませんよ、ほとんどの議員さんは、今までの予算審議、決算審議で。私の短い、まだ十カ月の衆議院議員ですからあれですけれども、でも、大臣も、三十二年間決算にほとんど関心を持たれていないと言われるように、非常にまだ関心が弱いと思います。中にはいろいろないいメッセージになるような、例えばこの五年間で補助金が一・六倍になっている

とか、債務超過がこの五年間にマイナス二百八十兆からマイナス四百五十九兆というふうに、危機的な状況に進んでいっているわけですね。見ればすぐわかるわけです。そういったこともきちんと踏まえていけるような審議を提案したいと思っています。

そろそろ時間となりましたので、私たちの方は、こういった発生主義、複式簿記会計化、それから国会の議決が一貫した関与をしているような予算との関係性を提起した財政健全化責任法案というものをさきの通常国会に提出しました。けれども、廃案になつてしまつたので、また出します。ですので、ぜひ委員各位にも真摯な議論と御賛同を賜りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○林田委員長 次に、小池政就君。

○小池政委員 みんなの党の小池政就です。大臣、お久しぶりでございます。前回の通常国会から財金委員会ではもう四カ月あきまして、財務金融分野でもいろいろありましたけれども、本当に長くて、ふだん平和なうちの党でもいろいろありまして、本日に国会が開いてよかったなということ、今かみしめながら、大臣にこれから質問をさせていただきたいと思ひます。

この四カ月間、財務金融分野は、本当に多くのことが明らかになったり、また多くのことが政府から方針が示されました。その内容についてきょうは幾つか大臣に御確認をさせていただきまして、今後の取り組みについて、ともに議論をさせていただきたいと思ひます。

まず、復興費用のいわゆる流用の問題についてお聞かせいただきたいと思ひます。

この件は、復興につきましても、被災地のため、復興のためということで、増税を国民の皆さんに、所得税それから法人税、住民税、お願いしながら、開いてみれば、一部、目的外もしくは被災地外に使われていたということで、そもそも昨年の秋ぐらいから議論になつておりまして、前政権におきまして、去年、被災地以外では使わな

という方針を示されました。それは、今回、政権交代されまして、自民党が政権を担っている中でもまだその状況が続いているわけでありまして。

平成二十三年、二十四年度予算で一兆を超える資金が自治体の基金などを通じて被災地以外のところに利用されているということでありましてけれども、それでは、現状は、どの程度いわゆる流用の資金というものが不適切に使用されて、それに対して政府はどのような取り組みをなされたのか、お聞かせください。

○麻生国務大臣 お尋ねのあつております全国向け事業を行う基金は十六基金あります。二十三事業であります。国からの予算執行額一兆一千五百七十億円につきましては、復興予算の使途の厳格化という観点から、執行済みのもので及び執行済みと認められるものを除きまして一千四百二十八億円につきましては、被災地または被災者に対する事業に用途を限定すること四百二十八億円、また基金からの執行を見合わせ、国へ返還すること一千七百億円というものを、七月二日付で財務大臣及び復興大臣から基金を所管しておられる大臣に対して要請を行ったところであります。

この結果、七月末時点で、国庫に返還済みのものが五百六十五億円、返還予定額が確定いたしましたものが百五十四億円と、返還要請後約一カ月で、全体の返還見込み額一千七十七億円に対して約七割、七百十八億円が返還を見込まれるようになった旨を八月末に既に公表しておりますので、御存じのとおりです。

これら以外につきましては、引き続き基金を所管する大臣に対して速やかな返還を要請しているところであります。

基金の所管大臣においては、基金設置団体との間で所要の調整を行つてもらふというのは当然のことなんです、同時に、財務省及び復興庁においてもその状況をしっかりとフォローして、早期の返還につなげていきたいと考えております。

○小池(政)委員 この件は、中身の問題というのも当然あります。使われ方として、復興費が、私

は静岡なんですから、なぜか中部電力の支援にも使われていたり、被災地と遠く離れた屋久島のウミガメの保護に使われていたり、鹿児島、宮崎、大分、熊本、佐賀、福岡、山口、香川、高松、愛媛、徳島、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、屋久島のジャンボタニシの駆除、ひどいのは、震災瓦れきの受け入れにしましては、検討しただけで百億円近く交付されていたりということ、納税者にとってみればこれは裏切りじゃないかと思われるも当然でありまして、また被災地の方々にしてみてもこれは非常に落胆するような出来事でもあります。自民党議員の方も、特に野党時代、被災地の方はこの件に対して非常に頑張っておりまして、

また、この件に関しましては、実際に交付される方々、民間業者の方々なんですけれども、その方々からも声が上がっています。

この件で私も一番最初に声をいただいたのは静岡、地元の方からであつたんですけれども、多分皆さんも、御自身の地元で声が届いているんじゃないかと思っております。ことしの六月でありますけれども、森林関連で基金からの事業がありまして、それに応じて契約をとって、その計画に基づいて設備投資を進めていたところ今回の問題というのが明らかになって、また、それについて返還請求を政府が行うことになりましたので、その方は大変慌てふためきまして、それで私の方に声を届けてくれました。

その基金は森林整備加速化・林業再生基金。これは全国四十道府県に交付されて、ことしの三月末までは七割以上が未執行でありました。ちなみに、静岡は八割以上が未執行でありました。

このように、自治体を経由して、やはり受け取る側の民間にも大きな影響があるという問題であります。

この際、大臣また復興担当大臣が連名で関係閣僚に返還請求されていますけれども、実際に、返還請求をされた際に自治体側から、もしくは御自身の地元等も含めまして、どのような反応があつたか、また声をいただいたかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 どのような声が上がったかという話はちょっと。あらかじめ段階で質問が出されておきませんので。今言われておりますから九州はさすがにそういつたものに関しましては、かなり距離もありますので、屋久島の例を引かれましたけれども、私どものところに主にそういった森林関係のものが特にあつたという話を聞いたわけではありません。

ただ、極めて短期間の間に大きな工事が発生しますので、私どもの地方から大量に建設業の従業員というものが一挙に町から仙台等々、東北地方に移転することになって等々の話はよく聞かされて、いきなり、おやじがいけないけれどもどこへ行つたと言つたら、今は仙台へ行つていますとかなんとかいう話が、やたらそういった話を聞かされたのが直接なところぐらいなものです。

○小池(政)委員 恐らく、相反する声といえますが、被災地もしくは納税者の方々からは当然だ、やつてくれという声の一方で、先ほどの交付をいただく民間の方々からは返還請求は困るというような声、その相反する中で取り組みをされていたのではないかなと思っております。

その際、今回の返還請求なんですけれども、どんな権限で財務省はこの請求を出せたのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 どんな権限でと言われると、予算をきちんと執行しているか執行していないかというのを管理する立場だと存じます。

○小池(政)委員 これは大変答弁に苦慮されると思いますけれども、当然、違法ではない使われ方をしているわけでありまして、なかなか政府の方からも強制力を持った返還請求というのは難しかったのではないかなというのを推測しているわけでありまして。

そのために、結果といたしまして、国庫に返還されたのはわずかに五百六十五億円ということでありまして、当初は、流用といえますが被災地以外に使われていたのが二兆円近くあつたんじゃないかという中でも、結局戻ってきたのが本当にわ

ずかであるというような現状があるのではないかと思っております。

そういう件で、やはり後でこういう問題というのは発覚しても非常に請求が難しい。そもそもチェックすることの難しさというのがあるのではないかと思っております。

今回、法律に基づきましてその定義を解釈する際にも、流用の意図がなくても、これに沿っているんじゃないかということに使ってしまったら、実はそれが客観的に見ておかしいことを言われて、結局このような問題になっているということもありますし、また、意図があつたとしても、結局、それが発覚されて、それによって返還請求が出されるまで、本当にイタチごつこのように努力も使われてしまつたということもあります。

また、制度といたしまして、複数年度にわたつて事業が遂行される基金に回されると非常に調査しにくいということもあろうかと思ひまして、今回、先ほど大臣が方針を示されたとおっしゃつておりましたけれども、その後でもまた報道されていたのが、今回の二十五年度予算におきまして、基金が自衛隊の装備品購入という形で、復興、被災地に関係ない形でまだ使われているというような報道もなされています。

そういうことから、心情的にも経済的にも、被災地の人たちやまた納税者、そして受け取る業者にとつても非常によくない問題であつて、また、これは政治の信頼面におきましても非常に大きな問題だと認識しております。

この問題をさかのぼっていきますと、そもそも法律にたどり着くわけでありまして、法律の制定の経緯というのを見なければならぬと思ひます。

東日本大震災復興基本法、これは、内閣提出法案が出された後、当時、民自公の三党合意で変更がされました。その三党合意の過程におきまして、目的、基本理念、対象地域それから施策というものがどんどん拡大していったという経緯があります。

例えば、目的におきましては、「活力ある日本の再生」という文言が追加されました。基本理念におきましては、「活力ある日本の再生を視野に入れた」という改正になりました。地域は、被災地域だったのが東日本、それから日本という形で広がっています。それから、施策におきましても、少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応、食料問題、電力その他のエネルギー利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等、もう本当に何でもありという形になってしまつたわけでありまして。

結果として、昨年の秋から問題が発覚して、先ほどから申し上げていますように国会でも議論が行われまして、当時は、衆議院の決算行政監視委員会、このあり方の改善を求めるといふ決議がされました。

また、その後に事業仕分けが行われまして、政権としても、基本的な考え方といたしまして、当時、三十五事業、百六十八億円の予算執行の見合わせが行われた次第であります。ただし、このとき基金は対象外となりました。これは、政権が変わつても、攻守が入れかわつて、あれがおかしい、これがおかしいという議論がまだ散見されます。

昨年は、森まさこ自民党議員が決算委員会におきまして、「この復興予算、執行の責任は民主党政権にあるんです」という形で、強い口調でかなり非難されておりました。

それが、政権交代されて、ことしの四月二十五日の予算委員会におきましては、今度は民主党の蓮舫さんが森大臣に、当件におきましても逆襲という形で非常に、今回は政権交代があつたんだから、自民党もこの問題をもっとしっかり取り組め、基金も廃止すべきじゃないかという議論がなされておりました。

このような問題が続いているわけでありまして、幾らチェック体制を強化したとしても、そもそも器がざるの状態でありまして、幾らざるの網目を細かくしても、やはり漏れるものは漏れ

るわけだと思ふんです。

ですから、この対策として、ざるをボウルに
えていくような、そんな努力が必要だと思つて
るんですが、大臣いかがお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 復興予算につきましては、全
国向け予算に対する批判とかいろいろあること
があるんだというところで、どのように政府と
して取り組んでいくのかということがいろいろ
言われた中の問題点なんだと思ふんです。

二十五年度の予算案の中を見ていただければ
わかりますが、使途の厳格化を図ることにな
って、例外として、巨大大津波による被害を
受けて新たに認識された技術上の課題に対
応するための防災事業、子供の安全確保に
係る学校の耐震化事業、そして国庫債務担
行爲に基づき既に契約されている歳出化の経
費などに限って計上するという形にしてお
るというふうに御理解いただければと存じ
ます。

○小池(政)委員 私は、そもそも東日本大震
災復興基本法また特会法につきましても、や
はり見直す必要があるんじゃないかというこ
とを思っております。

また、この問題は、当件だけではなくて、や
はり同じような仕組みはこれから、政府が
決定されました来年からの消費増税の仕
組みにもつながってくるわけでございます。

消費増税におきましても、社会保障のみに
使うというようなことを前提とされていま
すし、また納税者もそれを前提として信じて
いるわけでございます。それが担保されな
かった場合にまた大きな信用を失つてしま
うということをやはり私たちは危惧してい
るわけでありまして、これまででも予
算委員会等でそういう審議はなされてお
りました。

この流用の件というのは、では、これから
どれくらい続くかということを考えますと、
問題の火種は、恐らく復興特会の歳出が
続く限り、これは復興庁が廃止される
平成三十二年度末までという

ことでありますけれども、復興期間は十年
という形で定められているわけでありま
す。

ただ、大臣は、復興費用におきましては、
当初十九兆円だったのを、今度は、六兆
円こし上乗せされまして、総額二十五兆
円という形で決定されました。五年間
ということでございます。

ただ、既に、二十三年、二十四年度、予
算ベースでは十七兆円、こしは四・三兆
円ということ、来年の復興予算の請求にお
きましては今三・六兆円ぐらい出ている
ので、これだけで二十五兆円ほど行つて
しまうことになるわけですが、この二十
五兆円、これからどうするのでしょうか。
またふすんでしようか。

○麻生国務大臣 復興関係の予算という
ことになりますので、今言われてお
りますような状況がこのままであれば
二十五兆ということでおさまる予定で
すけれども、現実問題として、今から
どういうものが復興関係で出てくる
のか。今からやと片づく話というの
もこれから幾つか出てくる可能性は
考慮しておかなければならぬと思
いますので、十九兆ではなくて二十五
兆にしないと現実問題としては無理
だということを考えて、二十五兆に
させていただいております。

問題が解決しました、はい、これで
両者で話し合いがつかまりましたとい
うので、これでやと決着というの
が今から出てくる可能性というの
はゼロではないと思っておりますので、
そんなときは、当然、それに関しま
しては、被災者の方々の立場を考
えたら、そこところは予算化すべき
ものが出てくる可能性は十分にある
と思っております。

○小池(政)委員 まだふえる可能性も
あるかもしれないということであ
りますけれども、ただ、それが決ま
っていない段階で復興法人税前倒し
というの、ちよつと拙速ではないか
なというのを思ひます。

当然、国民の負担というのは下げて
いかなければならない。一方で、
復興というののも大事だとい

うこともわかります。

また、今回、復興増税、復興費用に
関しましては、私は、無理にふやす
必要もないという要素がまだある
んだと思っております。それは、一
つは、この流用問題を改善して、
本来の被災地向けの財源を拠出
する。また、そもそも、きのう
会計検査院から出されたけれども、
復興基金が非常に余っているとい
うような現状もありますので、そ
ういふものをしっかりと見据えて
いただきまして、この復興費用に
つきまして、また復興増税、それ
からこれからの復興法人税の取
り組みにつきましてもしっかりと
考えていただきたいと思ひます。

時間になりましたので、以上で
終わります。ありがとうございます。
○林田委員長 次に、佐々木憲昭君。
○佐々木(憲)委員 日本共産党の
佐々木憲昭でございます。

きょうは、復興関連税制について
お聞きしたいと思ひます。

まず、確認をいたしますが、復興
特別法人税で企業も負担を分かち
合っていると聞かれますけれども、
その実態は、実質五％の法人税の
減税を恒久的にまず行つて、初め
の三年に限って同等の付加税、
復興特別法人税を課するという
仕組みです。ですから、最初の三
年間、それは以前と比べて企業に
実質的な負担増はない、という
仕組みだと思ひますが、確認を
しておきたいと思ひます。

○古川副大臣 お答えいたします。

経緯としては、そのとおりでござ
います。

○佐々木(憲)委員 その一方、国民
の側から見ますと、所得税は、二
十五年間、つまり、二〇一三年一
月からの納税額に二・一％を上
乗せする税であります。住民税は、
十年間、すなわち、二〇一四年
六月から個人住民税に年間一
千円を上乗せする、こういう
仕組みになっているわけですね。

もともと、連帯して負担を分かち
合うと言ひながら、個人には、
実質的に増税になっておりま

す。企業は、実質的に増税では
ない。その上で、三年後に法人
税を減税すると言ひたいものを、
今、前倒しで、二年で減税を
いたします。こういうことを
検討しているというわけですね。
これはどう見ても私は不公平
だと思ふんです。

麻生副総理にお聞きします
けれども、九月二十日の記者
会見で、法人だけ下げるとい
うなら、なかなか世間は通
りにくいだろうな、という
ふうにと述べておられます
が、今でもこの考えは同じ
ですか。

○麻生国務大臣 私の感想を述べ
た点について、それが言質を
とりたいたというつもりで
言つておられるのかどうか
よくわかりませんが、基本
的に感情論としてはそう
いった感情が多いという
のは、先ほどの安住先生
の質問も同様の趣旨だ
と思ひますので、共産
党、佐々木憲昭さんに限
らず、多くの方がそう
思つておられるのかな、
私自身はそう思つて
おります。

ただ、これは一応、今、
十二月までの間に検討
することになってお
るという状況である
ことも御理解いただ
ければと存じます。

○佐々木(憲)委員 そこで、与
党の民間投資活性化
等のための税制改正
大綱、与党税制大綱
ですけれども、そこ
には「足元の経済
成長を賃金上昇に
つなげることを
前提に、復興特別
法人税の一年前
倒しでの廃止につ
いて検討する」と
いうふうに書か
れておりまして、
その上で、「復興
特別法人税の廃
止を確実に賃金
上昇につなげら
れる方策と見
通しを確認する
こと等を踏まえ
たうえで、十二
月中に結論を得
る」と書かれて
おります。

非常にわかりにくい
言い方なんです
が、これはなぜ
こんな文章を書
き込んだんです
か。

○古川副大臣 お答えいたします。

委員御質問は、
二十五年度十月
一日の閣議決定
の内容ということ
でございますが、
御案内のとおり、
賃金上昇と申し
ますのは、主体
的にそれぞれの
企業がやるもの
でありまして、
財務当局ある
いは税務当局が
直接的に何か
ができる、そ
ういうものでは
ないのござい
ます。

しかし一方で、政府として取り組んでおります今回のこの対策の中で、賃金の上昇というのは大変大きな要因を担っておるわけですし、経済産業省でありますとか他の関係省庁とのさまざまな協力のもとに政策目標を達成していきたい、こういう観点からこのような文章ができておるものだと考えております。

○佐々木(憲)委員 政府として直接できるものではないと言いつつ、確実に賃金上昇につながられる方策と見通しを確認する、こういう前提になつてゐるわけですね。

この方策と見通しというのはどうやって確認するんでしょうか。

○古川副大臣 この閣議決定の文章そのとおり、具体的にどうやって確認するかということはこの文章の中に書かれておりません。十二月の結論を目指す過程において、さまざま議論をされていくものだろうと思つてゐます。そして、第一義的には、先ほど申し上げましたように、経済産業省でありますとか直接的な政策にタッチし得るところが中心になつて何らかの方針を示してくれるものだ、このように考えております。

私も思つておられます、その議論を見守り、待ちたい、こう思つております。

○佐々木(憲)委員 どうもはつきりしないんですけれども。

十月のロイター企業調査というのがありまして、報道によりますと、復興特別法人税が前倒し廃止となつても、その分のキャッシュフローを賃金に振り向けると回答した企業は五%にすぎません。一番多いのは、内部留保にとどめる、これが三〇%に上つてゐるわけです。これでは確実に賃金上昇につながるということにはならないと思ふんですね。

これは、十二月までに具体的な方策と見通しを確認しなければならぬわけです。これはなかなか大変だと思ふんですが、どうやってやるんですか。企業にお願いするだけではなかなかそうはならないと思ふんですが、いかがでしょう、大臣。

○麻生国務大臣 これは、日本は共產主義じゃありませんので、全体主義でもないし、社会主義でもないし、政府が企業に対して給料を幾らにしろなんということを言える立場にないのはもう御存じのとおりです。

したがって、私どもとしては、政労使という場で、関係省庁などでこの廃止を検討する趣旨を、これは趣旨がわかってももらえないと法人税だけ前倒しで廃止されたとしても、その趣旨を理解してそれに対応していただきたいということを引き続き申し上げて積極的に要請をしておりますし、現実として、ベアで応えられようとしてゐる企業がそこに出られた企業で出ておりますので、それなりの効果は上がつてゐるとは存じます。

いずれにしても、私どもとしては、引き続き、強制力を発揮するわけではなくて、いろいろな形でお願いをさせていただく。少なくとも賃金上昇に結びつかないとなかなか御理解を得にくいところでもありますし、加えて、賃金上昇というものが出てこない消費税が三%上がったのに対応するということも、実質賃金というものは一九九五年以来下がつておりますので、そういった意味では、きちんとそこそこは対応しなきゃいかぬところだ、私どももそう思つております。

○佐々木(憲)委員 大体これまでも法人税は下がつてゐるわけですね。内部留保もどんどんふえてゐるわけですね。そういう状況でありながら、賃金は下がり続けているわけですね。

やはり、なぜそうなつてゐるのかということをよく究明しないといけない。ただ法人税を下げたら賃上げにつながりますよということにはならないわけでありまして、私たちから言わせますと、お願いベースではだめだと思ふんですよ。やはり制度そのものを改善していくことをやっていかないと。

例えば、中小企業に対して、国の支援を強めながら、最低賃金を時給千円に引き上げるといふようなことをやる。あるいは、今賃金が下がり続けている一つの要因として、非正規雇用の賃金が非

常に低い、その非正規雇用がどんどんふえてきてゐる、こういうのがあつたわけですね。

したがって、雇用の法制度上の問題ですね。例えば、非正規雇用の待遇の改善、さらに、非正規雇用の方々が正規雇用へ転換できるような仕組みを法的にどのようにつくつていくか、こういうことをやるのが政府のいわば方策なわけです。それをきちんとやるということがなければ、実際にこの減税が賃上げに直結していかない、そういうふうに私は思ふわけです。

したがって、これは、もし十二月まで、あともう一カ月少ししかありませんけれども、この間に方策が見つかからない、確証が得られないという場合には、こんな不平等な、こういう減税はやらない、前倒しはしない、そういうことになるわけですね。

○麻生国務大臣 復興特別法人税の前倒し廃止というこの検討につきましては、賃金を確実に上昇につなげられる方策と見通しを確認することなどを踏まえて十二月中に結論を得ると閣議決定になつておりますね。その閣議決定に沿つて対応していくことになろうと存じます。

○佐々木(憲)委員 などというのが強調されて、何か含みを持たせて言つてゐるようなんですけれども、これは確認するというのが前提のはずなので、それはちよつと私は無理だと思ふんですよ。だから、こんな前倒しなんてやめた方がいい、このことを申し上げたいと思ふます。やるなら、抜本的に賃上げの方策を堂々と政策として実行していただきたい。

次に、現地の復興支援、これと税制との関連についてお聞きしたいと思います。

安倍総理は、十月十五日の所信演説でこう述べました。「東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、取り組みをさらに加速してまいります。」「果敢にチャレンジする企業を安倍内閣は応援します。」

当然、麻生大臣もこの考えと同じだと思ふますが、確認をしておきたいと思ふます。

○麻生国務大臣 その定義を、ちよつともう一回、あれですけれども、チャレンジする企業を応援していく、それは当然です。

○佐々木(憲)委員 そこで、具体的な事例を紹介したいと思ふます。チャレンジしている企業が一体どういう状況にあるか。

岩手県に、三陸漁業生産組合というのがあります。この組合は、もうかる漁業に変えないと復興しても担い手がなくなるといふ思いで生産組合を立ち上げて、生産から加工、販売まで手がける第六次産業化にチャレンジしているところであり

ます。三陸漁業生産組合は、東日本大震災後の昨年五月十七日、岩手県大船渡市三陸町で、十名の漁師で設立されております。この組合は、公益財団法人ヤマト福祉財団から約一億八千万円の寄附を受け、製氷機、高性能冷蔵庫を備えた加工場を建設いたしました。

ところが、翌年の税務申告で、この寄附が収入とみなされるということで、二〇一二年分の法人税など、合計約千六百万円が課税されたということなんです。昨年度の実質的な利益は、わずか約二百万円です。組合を立ち上げた途端に、まだ利益がほとんど出ていないのに税金だけがどおんとかかってくる、こういうわけですね。出ばなをくじかれるわけであります。

そのために、何とかこの税金を払おうということに今度は苦心惨たんでありまして、組合員の皆さんは、漁具の購入のために残していた二十万円を税金に充てるといふことで、そうすると、設備投資とか運転資金が今度は不足してくるわけです。経営が非常に苦しくなつてゐるわけなんです。被災した組合員の中で、例えば家を建てるために資金をためていた方がそれを拠出して、お金を出し合つて、資金繰りを何とかしようとしてゐるところであります。これは、復興どころか、この税制のために、復興の足を引っ張つてゐるんじゃないかということで、現地のこの組合員の方は非常に怒つてゐるわけです。

まず確認しておきたいことは、国や県などの自治体からの補助金、助成金の場合は同じような仕掛けになっているのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

○麻生国務大臣 佐々木先生、これは、いわゆる被災している法人と新設法人の差というのが出てきていると思うんですね、基本的には。

被災している法人ですと、今まで持っていた分のいわゆる負債が起きますので、それと相殺するというようなことはできるんですが、新設だと、一億七千万円というのは、丸々、法人として新設ですから、それは収益と同じことになりますので、これは益金としていわゆる課税所得というものを計算されるということになるんですが、今、今の場合も、これは支援金であろうと同じ扱いになるかと存じます。今、新設法人の場合はいわゆる納税が生じることになるんですが、これは、法人が事業により得た収入と外部の団体から受けた支援金で、支援金のみを特別扱いするというのは困難だ、基本的にはそう思っております。

ただ、これは、このヤマト法人から受けられた岩手の方々のところを詳しく知っているわけではありませんけれども、復興特区というように形にみなされている地域であろうと思いますが、そういうところでは五年間無税というような税制も用意されておりますし、いろいろな対応はできるんだと思います。復興特区の税制とか、準備金の額を限度として新たに取得した建物については即時償却ができるとか、いろいろな形で行うことは可能なのですから、いわゆる個別の例ですけれども、私どもとしては、基本的にはそういう形で、復興支援をするために外から、全く善意の第三者からそこに支援金が行っているからといって、それは益金じゃないですねとはなかなか言えないんですが、それをもらったときには、それに今申し上げたようないろいろな制度というものを利用していただけるということになろうかと存じます。

今、個別の例ですので、ちょっとその現場がよ

くわかりませんので、それ以上お答えのしようがありません。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのは、国や県などの補助金、助成金の場合は別枠なんです。これは、税金ではないものですから、もとは寄附金ですから、扱いが変わってくるわけですね。

今言われたように、いろいろな方策というのがあると言いますけれども、実は、圧縮記帳のようない方というの適用されないわけでありまして、特区で特別償却が一応認められていると今説明がありました。配付資料でもわかりますように、設備投資は一〇〇%、建物、構造物が二五%しかないんですね。全ての投資が一〇〇%償却できるわけではありません。

このヤマト福祉財団というのは、この資料のよう、財務省が告示で指定した七つの指定寄附金の対象の一つであります。この指定寄附金の対象になっている以上、この仕組み上、何か、税金とは違うからという理由でこだけ外してというのではなくて、やはり支援をするというのであれば、財務省が指定した財団のようなどころからの寄附は税と同じようにみなして扱う、こういうふうにしていくのが本当の支援じゃないでしょうか。

何か、一般の寄附と税金とは区別した仕掛けにすること自体が今回のような状況を生み出しておりますので、ぜひ仕組みの面でよく検討していただきたいというふうに思います。

財務大臣、最後の御答弁をお願いしたいと思います。

○麻生国務大臣 これはもう既に調べられた上での話だと思いますので、圧縮記帳の制度と言われまして、これは補助金に限られておりますので、支援金は対象とはならない、もう御存じのとおりです。

したがって、そういう意味で、これだけ、支援金のみを特別扱いしろというところから、先ほど申し上げたような形で、特区にあつてはというよう

形で税制、制度を考えたということでありまして、いわゆる再投資準備金として積み立てた場合においては五年間無税としますとか、いろいろな形で今そういうものをつくっておるところであります。

いずれにしても、こういった形できちんとして、そこだけ別というので特区というの考えもしたけれども、それ以外に、全般にわたつてと言われると、これはなかなか、支援金だけ全部別とか被災地だけ別とかいうとまたいろいろ話が難しい面も出てきますので、私どもとしては、こういったものに関しましては、被災しておられる方々にとつて力になれるような方法というのは基本的な考え方で持っておりますので、いろいろな面を今後とも考えねばならぬところもあると思っておりますけれども、今現在でと言われれば、お答え申し上げますと、今現在でということになろうかと存じます。

○佐々木(憲)委員 チャレンジする企業を支援するというのが方針ということですので、チャレンジの出ばなをくじくような仕掛けがあればそれを是正していくというのは当然だと思いますので、今後の検討を期待したいと思います。

以上で終わります。

○林田委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 きょう、私は、主に三点について御質問をしたいというふうに思っております。

一点は、中小企業金融円滑化法終了後の金融監督について、もう一点は、悪い物価上昇が中小企業、零細企業をしてまた家計に及ぼす影響について、三点目は、インターネットを通じてオンラインコンテンツへの消費税制の整備についてということであります。時間によって質問の順番を変えていただいても構いませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、これは、さきの五月の議会で大臣にお尋ねしたときに、七月以降、参議院の選挙が済んだ後また一遍聞いてくれ、こういうことでありますのでぜひお伺いをしたいのですが、その内容

は、言うまでもありませんけれども、中小企業金融円滑化法の終了した後、倒産関連がどういう数値になっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

この前提は、いわゆる金融円滑化法が終了をして、倒産予備軍が一説によると数万社あるというようなことも言われておるわけでありまして、そういうところを私は非常に注視する必要があるんじゃないかということで、お聞きしたいと思っております。

五月のときの質問は、参議院の選挙までは中小企業の倒産がふえないようによろしく頼むということ、金融庁や経産省の幹部の皆さんが自民党の皆さんから顔を合わせるとこういう声をかけられる機会がふえてきた、そういったことが載った記事がございました。このことについて大臣の見解を伺ったわけでありまして、冒頭申し上げましたように、七月までの結果を見ても一遍質問をしてくれ、こういうことでありますので、お答えいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 いわゆる中小企業円滑化法の期限が到来した後、中小企業の資金繰りの状況についてですけれども、これは、関係省庁、中小企業庁等々を含めまして実態把握を行っておりますが、大きな変化は見られていないということでありまして。

これは、九月に公表した監督方針において、金融機関に対して、成長分野と思われるようなところに関しては、新規融資を含めて積極的な資金供給を行う。いわゆる成長分野と言われても、何が成長分野かわからぬというような金融機関だってありますし、担保がないからといって、全て担保至上主義みたいなものもなかなか運転資金としては回っていきませんので、そういう意味で、ぜひ、資金供給を積極的に行うこと。

それから、中小企業の経営改善とか体質の強化とかいうものに関しまして、支援というものを本格化しないと、単に金だけ貸して、金利を取って貸しているだけではなくて、同時に、どういっ

たようなことをすればもつと経営として強化されるか等々のいわゆるコンサルティング的なものも含めて中小企業の金融というものについては努めていかないと、単なる金貸しじゃだめよと。ちゃんと資金を使った結果、その企業が大きくなるなり成長するなり強化されるなりというようにすることによっていくような方向に、経営改善の支援に努めるように、私どもとしては、各金融機関に対して促しているところであります。

○鈴木(克)委員 確かに、大臣おっしゃるように、全体的には倒産件数が減ってきておる。七月、八月、九月のデータを私も見てまいりましたけれども、確かにそうなんです。

ところが、その陰と言うとあれなんです、非常に内在された問題があるということで、二点目の質問をさせていただきたいんです。

要は、今までお金を借りていた、支援を受けていた企業が、当然のことながら計画をつくるわけですよ。その計画に基づいて金融庁は支援をしてきたわけですが、その計画がなかなか実行できないという企業もあるわけですね。

そういう企業が、帝国データバンクの調べによると、九月の金融円滑化法利用後の倒産が六十一件に上り、月ベースとしては過去最多を記録した、また、集計開始以降の累計件数は千三十件となり、一千件を突破したというふうにあるわけです。先ほど申し上げましたように、このことは、再建計画を実行していくことがいかに難しいかということになるわけでありまして。

もちろん、計画を立てた以上、その計画に沿って実施をしていくというのはある意味では責務かもしれないけれども、しかし、そこにはやはりそうできない事情もあるわけでして、その辺のところ、先ほど、支援をしていくというのが金融の大きな責務である、新規融資というのはまた別として、計画どおり進んでいないからこれはだめなんだというふうな、ある意味では冷たい金融政策ではない、そういうものを、経営経験のある大

臣のもとで、金融庁は、銀行その他について、金融機関に対して指導していただきたい、私は、こういう意味で、二問目の質問をさせていただきたいということでありまして。

○麻生国務大臣 重ねて申し上げますが、今の御指摘の帝国データバンク、ほかにも東京商工リサーチとかいろいろございますけれども、いずれにいたしましても、企業全体の倒産件数から見ると、これは大体五割ぐらいの比率で、極めて限定的だと思っております。

加えて、三年四か月にわたりまして、いわゆる円滑化法というものが施行されて以来、そもそも円滑化法を利用している企業が累積しておりますから、企業数が累積して拡大しているということもあわせて御理解していただいております。ところだと思っております。

しかし、今おっしゃいましたような、それぞれの企業で計画どおりいかないというのは、これは経営をやっている点で踏まえて、だから、金融庁としては、中小企業をいろいろな形で金融面からサポートしております。中小のいわゆる第二地銀、地銀、信用金庫含めて、会社に単に金を貸しているだけではなくて経営改善ができるように。これは売れないけれども、相手も調べたら、そこは実はもう一個上のところからおりてこなくなつたから結果的に孫請まで仕事が行かなくなつたとかいうような話はよくある話なので、そういう意味で、今後とも、そういう点も調べた上でいろいろな形で取り組みをやっているか、ねばならぬものだというところで、コンサルティングの話をさせていただいているというのが背景であります。

○鈴木(克)委員 この質問の最後にさせていただきませんが、大臣はよく、金融処分庁ではなくて金融育成庁となれということをおっしゃっておるというふうに聞いております。まさに大事なことはそこでありまして、今おっしゃったように金融機関等がいわゆるコンサルティング機能を十分に発揮

して、そして中小企業に対して支援をしていくという体制をぜひ強めていただきたい、このように思っております。

いま一度、中小企業、零細企業に対する大臣のといいますか金融庁の方針、指針を、ぜひひとつ重ねてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 日本にあります企業の約九十数%がいわゆる中小零細・小規模企業ということになろうと存じます。その中小・小規模企業が活力を持たない限り、日本の経済、なかなか地方経済はなかなか活気を呈してこない、私はそう理解をいたしております。

したがって、その地域にあります中小・小規模企業の活力を維持もしくは再活性化させるために、地方の金融機関が負っている任務というのは極めて大きい。したがって、単に金を貸すだけではなくて、金融庁としては、金融機関を育成すると同時に、金融機関は自分で貸付先の企業を育成するなり、そういう発想を持つて事に当たるといふような対応をしていってもらわなければならぬ、私もそう思っております。

○鈴木(克)委員 ちょっと質問の順番を変えさせていただきます。消費税の関連でお伺いしたいんです。

我が党は、御案内のように、消費税増税は今ではないんだということでありまして、しかし、仮に上がった場合の問題点の一つを指摘させていただきたい、このように思います。

インターネットを通じたオンラインコンテンツ、電子書籍とか音楽とか映像等、そしてまたネット広告、クラウドといったインターネットサービスは世界的には典型的な成長分野であり、日本でもそうなるはずであります。

しかし、EUなどと違って、日本の消費税制の整備のおくれで、国内から配信されていると消費税が課税される、海外から配信されていると消費税が課税されないという状態がいわば放置をされているわけでありまして。消費者から見ても、同じ商

品にも価格差が生じてしまっているため、同じ商品の場合はどうしても海外配信のものを購入しがちになる。そこで、競争上やむを得ず、サーバーの海外移転や海外子会社の購入などを行っている日本国内の業者も急激にふえているということでもあります。

まさに最大の成長産業であるこういった業界を空洞化していいのだろうかという観点で質問をさせていただきます。

ITのサーバーの海外移転は、ある意味では極めて簡単であります。工場の移転などに比べて人の移動が少なく、サーバーやクラウドの移動は比較的コストであります。政府は、IT戦略本部で、世界最高水準のIT社会を実現する、このように言っているわけですが、IT業界は、消費税制のハンディで、いわゆる海外移転が進んでいるということでもあります。

そこで、具体的にお尋ねをしたいんですが、日本の消費者は、同じ商品を買うときに、消費税分割高でも国内サーバーから買うというふうに思われますか。それとも、消費税分のない海外サーバーから買うと思われるのか。財務省としては、消費者をどのように考えているのか。

その上で、この消費税制の整備のおくれ、日本のIT企業で海外移転を考えている企業が今多いわけでありまして、実際もうそういう行動を起こしておるところもあるわけですが、それに対してどのように考えてみえるのか、御答弁をいただきたいのであります。

○麻生国務大臣 鈴木先生御存じかと思いますが、これは日本だけの話ではありません。これは、世界的には、BEP Sという略語が使われていますが、ベース・エロージョン、プロフィット・シフティングという意味で、税源侵食、利益移転、直訳すればそういう言葉になろうかと思っております。

それで、BEP Sという言葉はG7の財務大臣会合において日本が提案をして、この問題を放置しているという状況は、間違いなく、ここにいる

中央銀行総裁の責任ではない、財務大臣の責任。なぜなら、こういう企業が対外的に金を追い、節税しているのであって、脱税しているのではない。したがって、これは法律の問題なのであって、グーグルを初めアマゾン・ドット・コム、いろいろそういった企業の名前は挙がっておりますが、考えてみれば、それらの企業が日本で確実に宅配できるインフラは、日本政府が投資した、国民の税金を頂戴してつくったインフラをただで使っているということになるわけで、しかし、これは法律的には違反していないという形になっております。

この点を考えるというので、今、OECDのこの種の税制をやる委員長というのは、これは選挙で選ばれるんですけども、日本人がしておりますので、日本から出ているのがやっておりますので、これが音頭をとって、基本的に、この間、OECDで正式に検討が開始されております。これは、一カ国でやったって抜け穴だらけになりますので、せめてOECDぐらいで組まないと、とてもではないということになると思います。

今、その案につきまして、これは非常にインタナショナルになっておりますので、そういった制度、システム、技術の進歩、ICTの進歩に対して税制が追いついていないではないかという御指摘なんだと存じますが、私どもその観点に立つて、G7が先頭に立って、OECDを中心にこれを今検討しておりますので、いつそれが確立されるかについて時期までは申し上げられませんが、そういう段階で、今、事は進んでおるとのことだけ御報告できると存じます。

○鈴木(克)委員 政府が中心になって世界各国に呼びかけているという状況はよくわかったわけですが、問題は、足元というのか、政府税調が、この問題は三年かけてゆつくり審議をするという会見をされておるわけですよ。だものだから、今の副総理の御答弁と足元というのか我が国の状況は少し違うんじゃないかなということを心配しつつ、この対策というのは、もう言うまでもあ

りませんけれども、本当に急がないと、例えば、LINEですか、二、三年前には全くそんなことは考えられなかったのが、もう今それを乗り越えてくるまた新しい動きが出てくるというようなことで、本当に、政府の決断がおくれればおくれるほど、ある意味では、成長産業を取り込む日本として致命傷になってくる可能性があるというふうに思うわけがあります。

そこで、スケジュールはわからないと先ほど大臣はおっしゃったんですが、そんなにゆつくり時間をかける暇はないんですよということで、もう一度、大臣から、この問題に対する取り組み、いつまでということとは言えないまでも、意気込みをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 これは、御存じのとおりでして、制度変更を伴うことになります。簡単に言えば、アメリカにある会社が出産を、子会社に、ケイマン諸島に輸出して、それは百でつくったものを百五で輸出して、ケイマン諸島は百五で買って日本に二百で売るとしますか、そこに九十五の利益が出る、しかし税金はほとんどないという、ケイマン諸島の子会社が太つていく、アメリカの本国はほとんど利益がないというような形。これは最も単純なケースですけれども、そういった形をやられておりますので、これは、ヨーロッパやら何やら、いっぱいこの種の話が出てきて、今、私どもが最初に提案したときにみんながわつと乗ってきた最大の背景は、OECDとか、そういった先進国に特にその気持が非常に強い。

その中に挙げられております会社はアップルを初めいろいろあるんですけども、その直後にアメリカの上院でこの問題に関してアップルはいわゆる査問されるというのがテレビやら何やらで出ておりましたけれども、そういったことまではいつておりますけれども、合法的であることは間違いないと思います。したがって、愛国心がないじゃないかとかいろいろ言ったって、それはなかなか難しいんだと思います。

いずれにしても、こういった問題は各国が手を携えてやらないかぬところなので、日本の税調だけでできるかという、なかなかそうはいかないところがちよっと時間がかかるところなんです。私どもとしては、事は、どれくらい節税されているか、税が抜けているかというのに関してはちよっと捕捉ができないぐらい巨額なものにこの一年そこらでなっている可能性は十分にあると思っておりますので、この問題に関しては、さきんとした対策を各国と手を組んで考えてまいりたいと思っております。

ただ、いつごろまでと言われると、日本だけで事が進むわけではありませんで、ある程度時間をいただくかぬので、日本の税調、財政審議会としても、それがわかつているから、時間がかかるということ遠回しに言っているということに御理解いただければと思っております。別に手抜きでやるのではなくて、現実問題としてそういうことが実態かと存じます。

○鈴木(克)委員 もう時間が参りました。課題は、海外事業者の納税額を把握できるかどうか、ここにあるというふうに思います。そういったことで、課題は非常に大きい、大変だと思っておりますけれども、スピード感を持ってやっていただく、これに尽きると思いますので、お願いをして、私の質問を終わります。

○林田委員長 次に、内閣提出、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

第三に、国債整理基金特別会計につきまして、前倒し債の発行収入金を翌年度の歳入に組み入れることとする規定の整備等を行うことといたしております。このほか、外国為替資金特別会計につきましまして、毎会計年度の剰余金のうち、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を外国為替資金に組み入れるとともに、積立金の廃止等を行うことといたしております。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣麻生太郎君。

第四に、旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめるとともに、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止することといたしております。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

〔本号末尾に掲載〕

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○林田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散會

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律

(特別会計に関する法律の一部改正)

第一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第十節 農業共済再保険特別会計(第百三十八条―第百四十九条)」を「第十節 削除」に、「第十三節 削除」

節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(第百七十二条―第百八十一条)」を「第十二節及び第十三節 削除」に、「第十六節 社会資本整備事業特別会計(第百九十八条―第百九十九条)」を「第十六節 削除」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 特別会計の設置、管理及び経理は、我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不断に図るため、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 各特別会計において経理される事務及び事業は、国が自ら実施することが必要不可欠であるものを除き、独立行政法人その他

の国以外の者に移管されとともに、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

二 各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性につき不断の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合が行われるとともに、租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされること。

三 特別会計における区分経理が必要な場合においても、特別会計が細分化され、非効率な予算執行及び資産の保有が行われることがないよう、経理の区分の在り方につき不断の見直しが行われること。

四 各特別会計において事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、剰余金の適切な処理その他所要の措置が講じられること。

五 特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計の財務に関する状況を示す情報が広く国民に公開されること。

第二条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第二条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

第二条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十七条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する

金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第二十六条第二項及び第三十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十条第一号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第四十七条第三項の規定による組入金第四十条第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとする。

第四十七条に次の二項を加える。

2 前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金は、編入した日の属する年度の翌年度の四月一日(同日が、土曜日に当たるときはその翌々日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする。))において、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

第六十八条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加え、同条第二項中「第四十七号」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、財政投融资特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第七十三条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとする。

第七十五条第二項中「の不足を第八十条第二項の規定により補足することができない」を「不足を生ずる」に、「当該補足することができない」を「当該不足を生ずる」に改める。

第七十六条第二項中「及び外国にある外国銀行」を「、外国にある外国銀行、金融商品取引法

(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者に改め、同条第七項中「、予算で定めるところにより」を削り、「繰入金」の下に「及び第八十条の規定による組入金」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指標等先物契約(外国において若しくは外貨をもって支払が行われるもの又は外国通貨の金融指標(金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。))に係るものに限り、を締結することができる。

6 財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。))について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。))と同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

第七十九条第一項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第八十条の見出しを「(外国為替資金への組入れ)」に改め、同条第一項中「積立金として積み立てる」を「外国為替資金に組み入れる」に改め、同条第二項を削る。

第八十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「積立金及び」を削る。

第八十三条第二項中「前項」の下に「及び第四項」を加え、同条第四項中「積立金に属する現金」を「余裕金」に改め、同条第五項中「及び前

項」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

第九十一条の三の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「事務取扱費の額に相当する金額を除く。」を加え、同条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第九十四条第六項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

第九十五条第三項及び第一百七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第一百十条中「福祉年金勘定」を削る。

第一百十一条第二項第二号イ中「及び福祉年金給付費」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第一百十二条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第一百十三条第一項中「（第九号を除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一百十四条第三項中「第一百二十条第二項第五号」を「第一百二十条第二項第四号」に改め、同条第四項中「第一百二十条第二項第六号」を「第一百二十条第二項第五号」に改める。

第一百二十条第二項第一号中「（第九号を除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百二十一条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第一百二十三条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百二十四条第一項中「農業経営基盤強化

事業」を削り、「及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」を「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第二号中「米穀等」をいう。第二百二十七条第四項第一号ロを「米穀等」をいう。第二百二十七条第二項第一号ロに、「麦等」をいう。第二百二十七条第四項第一号ロを「麦等」をいう。同号ロに改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。

5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

第百二十六条中「農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定」に改める。

第百二十七条第一項及び第二項を削り、同条第三項第一号イ中「米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。」を削り、同号ロ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同項第二号イ中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第二項」に改め、同号ハを削り、同号ニを

同号ハとし、同項を同条第一項とし、同条第四項第一号ニ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 証券の発行収入金
ヘ 一時借入金金の借換えによる収入金
第百二十七条第四項第二号トを次のように改める。

ト 証券の償還金及び利子
第百二十七条第四項第一号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ 一時借入金及び融通証券の利子
借り換えた一時借入金金の償還金及び利子
子 第百二十七条第四項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農業共済再保険事業等の再保険料等（農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び同法第百四十一条の六の保険料をいう。以下この節において同じ。）

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 農業共済再保険事業等の再保険金等（農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び同法第百四十一条の七の保険金をいう。以下この節において同じ。）

ロ 農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子
ヘ 業務勘定への繰入金
ト 附属諸費
4 漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 漁船再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 漁船再保険事業の再保険金

ロ 漁船損害等補償法第百四十条の規定による交付金

ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

第百二十七条第五項第一号イ中「農業経営基盤強化勘定」及び「及び食糧管理勘定（以下この節において「他勘定」という。）」を削り、同号ロを同号ヘとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 食糧管理勘定からの繰入金

ハ 農業共済再保険勘定からの繰入金

ニ 漁船再保険勘定からの繰入金

ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金

第百二十七条第五項第二号イを次のように改める。

イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

第百二十七条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 漁業共済保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 漁業共済保険事業の保険金

ロ 漁業災害補償法第九十六条第二項の規定による交付金

ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

第二百二十八条中「第五号及び第六号」を「第三号及び第四号」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第五号及び第六号を削る。

第二百二十九条を次のように改める。

（一般会計からの繰入対象経費）

第二百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの
二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの
漁船再保険勘定における一般会計からの繰

入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第三十九条第一項から第三項まで及び第九十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの

二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

三 漁船損害等補償法第四十一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

5 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第九十五条第一項及び第九十九条の二第一項の規定により国が補助するもの

二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

第二百三十条第一項中「第二百二十四条第三項」を「第二百二十四条第二項」に改め、同条第二項中「他勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二百三十二条第一項中「食糧管理勘定及び」を削り、「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第二百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第二百三十四条を次のように改める。

（積立金）

第二百三十四条 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
2 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

るものとする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

2 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

第二百三十五条中「第三号」を「第二号」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第三号を削る。

第二百三十六条の見出しを「（証券等）」に改め、同条第一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改め、同条に次の二項を加える。

3 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費
二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費
三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の

4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をするのでできる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料等をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料等をもって当該年度における漁業共済保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

第二百三十七条第一項及び第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「借り換えた」を「借換えをした」に改め、同条第五項中「食料安定供給特別会計」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定」に、「同会計」を「これらの勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をするのでできる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料等をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料等をもって当該年度における漁業共済保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

第二百三十八条から第四百九条まで 削除

第二章第十二節及び第十三節を次のように改める。

第十二節及び第十三節 削除

第二百五十八条から第八十一条まで 削除

第九十二條第二項中「同条」を「同条第一項」に改める。

第九十七條第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第九十八條から第九十九條まで 削除

第二百二十四條第一号ホを次のように改める。

ホ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四條第二項(同法第三條ノ二において準用する場合を含む。)、第十六條若しくは第十七條、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十條第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百十七号)第二十條第一項若しくは第二項、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三條の五第一項、第四十三條の九第二項において準用する同法第四十三條の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第四十三條の十において準用する企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八條第二項、港湾法第五十二條第二項若しくは第五十五條の六、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五條、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六條第一項、企業合理化促進法第八條第四項、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十一條第五項、第四十九條、第五十條第一項、第二項若しくは第四項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十四條の二第一項、第五十五條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項若しくは第三項、第六十一條第一項若しくは

第六十二條、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二條の三第一項若しくは第二項、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二十六條第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第七條第一項、第九條第一項若しくは第三十三條、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十條第一項、第二十條の二若しくは第二十一條第一項、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條第一項から第三項まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三條、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四條、共同溝の整備等に關する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十條第一項、第二十一條若しくは第二十二條第一項、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十九條、第六十條第一項、第六十三條第一項、第六十六條から第六十八條まで、第七十條第一項若しくは第七十條の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に關する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六條第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百十三号)第五條、水道原水水質保全事業の実施の促進に關する法律(平成六年法律第八号)第十四條第一項、電線共同溝の整備等に關する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第七條第一項(同法第八條第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項、第十九條若しくは第二十二條第一項若しくは第三項、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項、東日本大震災による被害を受けた公

共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に關する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三條第五項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第五項、第七條第五項、第八條第三項、第十條第五項若しくは第十一條第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に關する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五條第一項、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第九項又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第九條第四項、第十條第四項、第十一條第三項、第十二條第四項、第十三條第四項、第十四條第四項、第十五條第四項若しくは第十六條第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

第二百二十四條第二号ハ中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。

第二百二十九條第二項中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加える。

第二百三十三條第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二條第三項中「その他のもの」のうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣を「所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則第四條の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同條第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」及び「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同條第三項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第九條の見出し中「交付税及び譲与税配

付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第十條の見出し及び同條第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第六條の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八條第一項(同法第三百十條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金(同法第二百二十九條第三項の規定により反則金の納付とみなされる同條第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次條第一項において「反則金等」という。)の収入に相当する額(反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。)に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九條第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一條の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同條第一項中「前條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、「よる地方特例交付金」の下に「、道路交通法附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九條第四項の規定による返還金、同法第二百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金」を

加え、「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金勘定」及び「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第十二条中「附則第四十九条から第二十三十一条まで」を「附則第二百三十一条及び第二百五十九条の五」に改める。

附則第十二条の三中「附則第十条第二項」を「附則第十条第三項」に改める。

附則第十四条中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

附則第二十九条中「第一百一十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第一百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号」を「第一百一十一条第二号及び第六項第二号イ、第二百十三条第一項及び第四項並びに第二百二十条第二項第一号」に、「第一百一十一条第四項第二号中」を「第一百一十一条第二号中」に、「二」を「ロ」特別

「第一百一十一条第二号中」に、「二」を「ロ」特別障害給付金給付費を「二」特別障害給付金給付諸費を「ホ」附属諸費を「に」、「同条第七項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に、「第一百一十三条第三項中」を「第一百一十三条第一項中」に、「費用及び」を「費用並びに」に、「第五項及び第二百二十条第二項第三号」を「第四項及び第二百二十条第二項第一号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第二百二十条第二項第三号中」を「同条第四項第一項第九号」を「第二百二十条第二項第一号中」を「附則第三十四条第一項」に、「附則第三十四条第一項第九号又は」を「附則第三十四条第一項又は」に改める。

附則第三十条第二項及び第三十一条第二項中「第一百一十一条第五項」を「第一百一十一条第四項」に改める。

附則第三十一条の二及び第三十一条の三中「第一百一十一条第六項及び第七項」を「第一百一十一条第五項及び第六項」に、「第一百一十三条第四項」を「第一百一十三条第三項」に、「第一百一十一条第六項中」

を「第一百一十一条第五項中」に、「同条第七項第一号ホ」を「同条第六項第一号ホ」に、「第二百二十条第二項第四号」を「第二百二十条第二項第三号」に改める。

附則第三十二条第四項中「第一百一十一条第七項」を「第一百一十一条第六項」に改める。

附則第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

附則第四十一条の見出しを「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳出の特例」に改め、同条中「第四百四十一条第三項」を「第二百七十七条第三項」に、「家畜勘定」を「農業共済再保険勘定」に改める。

附則第四十二条から第四十六条までを次のように改める。

（食料安定供給特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等）

第四十二条 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第二百二十七条第四項及び第六項、第二百二十九条第四項、第三百三十四条第一項並びに第三百三十六條第三項及び第四項の規定の適用については、第二百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同号中「ハ 附属雑収入」とあるのは「ハ 漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同項第二号イ及

と、同項第二号イ及

と、同項第二号イ及

びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、第二百二十九条第四項第二号、第三百三十四条第一項第二号並びに第三百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで 削除

附則第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

附則第七十八條第二項及び第二百六条の七第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二百三十一条第二項中「農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定」に改め、「調整勘定」を削る。

附則第二百五十九條の二の次に次の四條を加える。

（自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第二百五十九條の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十六年度から借入金償還完了年度（空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九條の六において同じ。）の末日までの間、第二百十條第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 この条において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で

定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九條の五までにおいて「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

二 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。）の検査及び調査に関する業務（以下この条において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この条において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等（国土交通大臣が委託に基づき行うもの）（以下この条において「空港関係受託業務」という。）

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この条において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等（国土交通大臣が委託に基づき行うもの）（以下この条において「空港関係受託業務」という。）

と、同項第二号イ及

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所（国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所が空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。）の所掌する事務（以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。）

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入
ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金
ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
金
ホ 借入金
ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金
ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律

（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金
チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金
リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九條第三項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）
ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入
ル 附属雑収入
二 歳出

イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県における事業及び工事に要する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に要する事務費であつて地方整備局又は国土交通省の施設等機関で政令で定めるものに係るものを除く。）
ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用
ハ 借入金の償還金及び利子
ニ 一時借入金の利子
ホ 附属諸費

6 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を

添付しなければならない。
7 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。

8 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

9 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

（自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例）
第二百五十九條の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検査法（昭和二十六年法律第二百一十一号）の規定による検査のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長（国有財産法昭和三十二年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所管替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
一 前項の規定により所管換又は所管替をする場合
二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所管替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなつたものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計に所管換又は所管替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、自動車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。

五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合
三 自動車安全特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所管替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）
第二百五十九條の五 当分の間、第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額（第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。）を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 当分の間、附則第二百五十九条の三第五項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機短い離着陸距離で発着することができると政令で定める特別の性能を有するものに限り、購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）」第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「ホ 附属諸費」とあるのは「ホ 附則第二百五十九条の五第四項かへ 附属諸費」

から第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金」と、附則第二百五十九条の三第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（空港整備勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並びに借入金償還完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、空港整備勘定の借入金償還完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日において、空港整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

5 前二条の規定は、空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日の翌日以後は、適用しない。

る件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正

第二条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の前の見出しを削り、同条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条の前に見出しとして「廃止した命令に関する経過措置」を付する。

第十四条中「前四条」を「前二条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

（経済基盤強化のための資金に関する法律の廃止）

第三条 経済基盤強化のための資金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）は、廃止する。

附則（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年の予算から適用する。

（交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律（以下「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「旧交付税特別会計」という。）の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十六年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「新交付税特別会計」という。）

いう。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法昭和二十二年法律第三十四号第十四条の第三項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により新交付税特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別会計の歳入及び歳出とする。

(国債整理基金特別会計に関する経過措置)

第三条 旧特別会計法に基づく国債整理基金特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(財政投融资特別会計に関する経過措置)

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融资特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計(次項において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

第六条 旧特別会計法に基づくエネルギー対策特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

第七条 旧特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れられるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の国民年金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧年金特別会計の福祉年金勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の国民年金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(食料安定供給特別会計に関する経過措置)

第八条 旧特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。)の農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れられるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、一般会計又は

新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条から附則第十条までにおいて「新食料安定供給特別会計」という。)の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の末日において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金は、新特別会計法第三十二条第二項の規定により、新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に係るものは一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特

別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れられるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険特別会計の業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定に属する現金及び旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金は、新特別会計法第三十四条第一項の規定により、新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計に所属する権利義務は、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳

入及び歳出とする。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十条 旧特別会計法に基づく漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(以下この条において「旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」という。)の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十六年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定の平成二十五年年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十五年年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第三十四条第一項の規定により、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に所属する積立金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する権利義務は、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(貿易再保険特別会計に關する経過措置)

第十一条 旧特別会計法に基づく貿易再保険特別会計の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧特別会計法に基づく社会資本整備事業特別会計(以下この条において「旧社会資本整備事業特別会計」という。)の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十六年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等(新特別会計法附則第二百五十九条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく自動車安全特別会計(以下この条において「新自動車安全特別会計」という。)の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及

び業務勘定に係るもの(空港整備事業等に係るものを除く。)で復興事業(新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計(以下「新東日本大震災復興特別会計」という。)に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十五年年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの(空港整備事業等に係るものを除く。)で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの(空港整備事業等に係るものを除く。)で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十五年年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整

理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金金の金額の合計額との差額がある場合においては、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(自動車安全特別会計に關する経過措置)

第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(東日本大震災復興特別会計に關する経過措置)

第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件)に基づく大蔵省関係諸命令の措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 平成二十五年年度の一般会計の歳入歳出決算に添付して国会に提出すべき第二条の規定による改正前のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に關する法律(次項において「旧法」という。)第十条第二項に規定する計算書については、なお従前の例による。

2 財政法第四十一条の規定により平成二十五年年度の歳入歳出の決算上の剰余金を翌年度の歳入に繰り入れる場合においては、当該剰余金から旧臨時軍事費特別会計(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に關する法律第九条の規定により廃止された臨時軍事費特別会計の終結に關する件(昭和二十一年勅令第十号)第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度

が終結された臨時軍事費特別会計をいう。以下この項において同じ。の歳出の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年までの旧法第十條第一項の規定による歳出の整理金額との合計額が旧臨時軍事費特別会計の歳入の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年までの同項の規定による歳入の整理金額との合計額を上回る金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(農業災害補償法の一部改正)

第十六条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済再保険特別会計」、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「社会資本整備事業特別会計」を削る。

(港湾法の一部改正)

第十八条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)」を削る。

(漁船損害等補償法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

- 一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百三十九条第四項、第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条二 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律

第二百十二号)第二十九條及び第三十三條第二項

三 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百九十五條第二項、第百九十六條第二項及び第百九十六條の二

(道路法施行法の一部改正)

第二十条 道路法施行法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第九條

二 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第四條

三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律(昭和五十九年法律第五十二号)第六條第一項及び第二項

四 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十年法律第八十四号)第二條第四項及び第五項

五 昭和六十一年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第六十一号)第二條第四項及び第五項

六 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第五十一号)第二條第四項及び第五項

七 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十三年法律第五十二号)第二條第四項及び第五項

八 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置に関する法律(平成元年法律第四十二号)第二條第四項及び第五項九 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第七十一条

十 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)第四條第二項

(空港法の一部改正)

第二十二條 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則に次の一條を加える。

(第二十九條第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金金の帰属)

第八條 第二十九條第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金金は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九條の第三項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

(海岸法の一部改正)

第二十三條 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第六項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第八

項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項から第十六項までを削る。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二十四條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條の二を削る。

(道路交通法の一部改正)

第二十五條 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項中「ものを含む」の下に「以下この条及び附則第十八條第一項において「反則金等」というを、「加えた額」の下に「次項第一号及び」を加え、「第百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額」として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八條第一項及び附則第十九條において「通告書送付費支出金相当額」という。)」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第百二十九條第四項の規定による返還金に相当する額
- 二 第百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用(次項第二号口及び附則第十九條において「通告書送付費」という。に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(以下「通告書送付費支出金相当額」という。))
- 三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

附則第十六条に次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額を限度とする。)に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

還金に相当する額

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

附則第十八条第一項の表を次のように改める。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額(以下この表において「交付金見込額」という。)を限度とする。)を基礎として政令で定める額
三月	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。)を基礎として政令で定める額

附則第十九条中「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用」を「通告書

送付費」に改める。
(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 平成二十六年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路

交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条

第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、「掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第二十七条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条

第一項第二号の土地(同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。)に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率については、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならない。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正)

第二十八条 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律(昭和五十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定を」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に」、「場合において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百四十五条第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれを」を「場合には」に改める。

(農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「同勘定を」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に」、「場合において」を「場合には」に、「第百四十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれを」を「場合には」に改める。

第三項中「漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計を」を「食料安定供給特別会計に」、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律の一部改正)

第三十条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律(昭和五十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合」に、「第百四十五条第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項を第百三十四条第一項に改め、「それぞれ」を削る。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律の一部改正)

第三十一条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和五十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合」に、「第百四十五条第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項」を「第百三十四条第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

の一部改正)

第三十二条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和六十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第三十三条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二項第四項第五号中「堆肥」を「堆肥」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 河川(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三條第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)をいう。第四條第四項及び第七條第二項において同じ。)に関する事業(次に掲げるものを除く。)のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の品質の保全に資するもの(以下「河川水道原水水質保全事業」という。)

イ 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二條第一項(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百七條第六項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事に係る事業

ロ 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二條第一項第一号若しくは第二号(同号イに係る部分に限る。)又は附則第四條第一項に規定する業務に該当する事業

第四條第四項中「(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三條第一項に規定する河川(同

法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)をいう。第七條第二項において同じ。)」を削り、「同法第七條」を「河川法第七條」に改める。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律の一部改正)

第三十四條 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(平成七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第百七十八條第一項」を「第百三十四條第一項」に改める。(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三十五條 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の二第十三項中「同條第七條第一号へ及び」を「同條第六條第一号へ中」「独立行政法人福祉医療機構法第十六條第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六條第三項」と、同法に改め、同條第十四項中「第百一十一條第七項」を「第百一十一條第六項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三十六條 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四條第一項中「附則第四十四條第一項」を「附則第四十四條」に改め、同條第二項を削る。

(海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三

十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項から第四項までを削る。

附則第五條及び第十四條第一項中「附則第三條第一項」を「附則第三條」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八條 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九條 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百條第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定を削る。

(農地法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十條 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

(国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十一條 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二号二を削る。

(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

第八條 削除

附則第十四条中「及び第八条」を削る。

(港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第四十五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例)」に改め、同条第一項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を「食料安定供給特別会計」に、「漁船普通保険勘定」を「漁船再保険勘定」に改め、「及び次条」を削り、「第百七十二条第二項」を「第百二十四条第五項」に改め、「次条において同じ。」を削り、「第百七十七条第一項及び第二項」を「第百二十九条第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改

正)

第四十六条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「第二百一条第四項」を「附則第二百五十九条の三五項」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百八条のうち、特別会計に関する法律第百十一条第七項第二号イの改正規定中「第百十一条第七項第二号イ」を「第百十一条第六項第二号イ」に改め、同法第百二十条第二項の改正規定中「第七号を第八号とし、第六号」を「第六号を第七号とし、第五号」に改め、同項第七号を同項第六号とする。

理 由

国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等の措置を講ずるほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年十一月十四日印刷

平成二十五年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇